

平成 22 年度統計法施行状況に関する
審議結果報告書

平成 23 年 9 月 22 日
統 計 委 員 会

はじめに

約 60 年ぶりに全部改正された新しい「統計法（平成 19 年法律第 53 号）」（以下「法」という。）では、法第 4 条の規定により「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定することとされており、平成 21 年 3 月 13 日、統計分野における初の 5 か年計画とも言える基本計画が閣議決定された。

この基本計画には、公的統計の整備に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策など、様々な取組事項が盛り込まれ、これら事項の着実な推進のため、総務大臣は法第 55 条第 2 項の規定により、毎年度、統計委員会に対して法の施行状況を報告することとされており、本年 7 月に計画期間の 2 年度目に当たる「平成 22 年度 統計法施行状況報告」（以下「法施行状況報告」という。）がなされたところである。

本報告書は、法施行状況報告について、統計委員会基本計画部会及びその下に設置された国民経済計算ワーキンググループでの審議結果を統計委員会として取りまとめたものである。この報告書は、「本編」及び「資料編」の 2 編構成となっており、「本編」は、検討の経緯等及び重要検討事項の審議結果を掲載している。

また、「資料編」は、「平成 22 年度統計法施行状況に関する審議の進め方（平成 23 年 7 月 8 日 基本計画部会決定）」、「東日本大震災への対応についての統計委員会委員長談話」（平成 23 年 4 月 8 日）等を添付している。

平成 22 年度 統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について(概要)

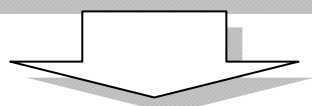
平成 23 年 9 月 22 日
統 計 委 員 会

経緯等

- ・統計委員会は、毎年度、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げる事項等に関する各府省の取組状況（統計法施行状況）について、総務大臣からの報告を受けて、当該施行状況を審議し、その結果を報告書として取りまとめ、公表。昨年度に引き続き 2 回目の実施。

審議結果

東日本大震災に係る統計データの提供等を重要な事項として審議し、統計整備等の方向性を取りまとめ。また、昨年度の重要な事項について、その後の措置状況をフォローアップし、施策の推進に当たっての留意事項等を取りまとめ。



(1) 重要検討事項に関する統計整備等の方向性

○ 東日本大震災に係る統計データの提供等

- ・被災により調査対象地域の一部を除外等した場合、可能な限り補完的、補足的な調査や推計などを実施
- ・全国集計値の時系列データの分析等において、利用者の誤解を招かないよう、上記に関する情報を適切に公表・保存

(2) 昨年度の重要検討事項のフォローアップ(留意事項等)

○ 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

- ・関係府省の会議等の場を活用した関係府省との連携・協力、推計マニュアルの段階的な整備
- ・プロジェクトチームにおける組織的・継続的な専門的知見の蓄積・活用、担当チーム間の密接な連携

○ ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用

- ・整備方針に掲げている事項の着実な実現のために必要なリソースの確保等

○ ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

- ・企業・事業所の雇用管理、経営状況、労働者の就業継続等を総合的に把握するための整備を検討

○ 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

- ・既存の雇用・労働統計の中に新たな調査項目を設計する際、他の雇用・労働統計との調査項目間の比較可能性に配慮
- ・同一企業内の就業形態転換の詳細について、既存の雇用・労働統計の中での捕捉可能性の検討

○ オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供

- ・二次的利用について対象となる統計調査の拡大や海外からの利用に対する検討が必要
- ・二次的利用等に係る課題は政府統計情報の活用を促す規制改革等の動きにも留意して検討を推進

○ 統計職員等の人材の育成・確保

- ・専門性の高い人材の育成に向けて具体的方策等に結びつく研究の推進や大学等との連携強化を検討
- ・国際対応力の向上のため、一層積極的に国際的動向を把握した上で個別分野に対応する取組が必要

○ 行政記録情報等の活用

- ・個々の申告データの電子化の状況等に十分留意しつつ、保有機関と密接に連携して対応

— 目次 —

【本編】

1	検討の経緯等	1
(1)	審議の進め方	1
2	重要検討事項の審議結果	3
(1)	新たな課題への対応	3
○	東日本大震災に係る統計データの提供等	3
(2)	昨年度の重要検討事項のフォローアップ	11
	<意見として提示した事項>	
①	国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化	11
②	ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用	14
	<その他の重要な事項>	
③	ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備	15
④	非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備	16
⑤	オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供	17
⑥	統計職員等の人材の育成・確保	19
⑦	行政記録情報等の活用	21

【資料編】

(資料1)	平成22年度統計法施行状況に関する審議の進め方（平成23年7月8日 基本計画部会決定）	43
(資料2-1)	東日本大震災への対応についての統計委員会委員長談話（平成23年4月8日）	48
(資料2-2)	東日本大震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項について（平成23年4月15日 総務省政策統括官（統計基準担当））	49
(資料2-3)	東日本大震災の被災に係る地図情報の提供	51
(資料2-4)	各府省等（統計関係）における東日本大震災の対応状況	56
(資料3)	国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化について （「基本計画の工程表及びプロジェクトチームの基本的考え方」（平成23年3月31日 内閣府経済社会総合研究所））	64
(資料4)	ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用について （「ビジネスレジスターについて」（平成23年7月 総務省統計局））	83
(資料5)	統計委員会委員名簿（基本計画部会委員名簿）	93

(参考1) 平成22年度 統計法施行状況報告（平成23年7月8日 総務省）
<http://www.stat.go.jp/info/guide/public/seisaku/ho110708.htm>

(参考2) 基本計画部会及び国民経済計算ワーキンググループの審議状況
<http://www5.cao.go.jp/statistics/meetings/meetings.html#2>
<http://www5.cao.go.jp/statistics/2011wg/2011wg.html#1>

(参考3) 第47回 ESRI-経済政策フォーラム シンポジウム「震災復興と統計—統計の果たすべき役割とは？」
<http://www.esri.go.jp/jp/forum1/110623/gijisidai47.html>

【本 編】

1 検討の経緯等

法第 55 条第 2 項に基づき、総務大臣は、毎年度、法の施行状況に関する行政機関の長等からの報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告することとされている。また、統計委員会は、総務大臣から報告があったときは、同条第 3 項に基づき、法の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べるができることとされている。平成 22 年度の法の施行状況については、平成 23 年 7 月 8 日に開催された第 46 回統計委員会において、総務大臣（政策統括官（統計基準担当））から報告されたところであるが、引き続き、法及び基本計画に沿った統計行政を着実かつ計画的に推進するため、報告内容について審議し、その結果を取りまとめた。なお、本年度の報告については、意見を提示することとした案件はなかった。

(1) 審議の進め方

ア 体制

法の施行の状況に関する事項は、基本計画部会の所管であることから、同部会で審議することとした。同部会の構成員は以下のとおりである。

- ◎樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授
- 縣 公一郎 早稲田大学政治経済学術院教授
- 阿藤 誠 早稲田大学人間科学学術院特任教授
- 安部 由起子 北海道大学大学院経済学研究科教授
- 井伊 雅子 一橋大学国際・公共政策大学院教授
- 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 佐々木 常夫 (株)東レ経営研究所特別顧問
- 首藤 恵 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
- 椿 広計 情報・システム研究機構統計数理研究所教授
- 津谷 典子 慶應義塾大学経済学部教授
- 廣松 毅 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
- 深尾 京司 一橋大学経済研究所教授
- 山本 拓 日本大学経済学部教授

(注) ◎は部会長。

なお、国民経済計算の関係については、その内容が広範多岐にわたること等を勘案し、基本計画部会の下に国民経済計算ワーキンググループを設置し、審議することとした。国民経済計算ワーキンググループの構成員は以下のとおりである。

- 深尾 京司 一橋大学経済研究所教授
- 首藤 恵 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
- 山本 拓 日本大学経済学部教授
- 井出 多加子 成蹊大学経済学部教授
- 伊藤 恵子 専修大学経済学部准教授
- 岩本 康志 東京大学大学院経済学研究科教授
- 宇南山 卓 神戸大学大学院経済学研究科准教授
- 菅野 雅明 J P モルガン証券チーフエコノミスト
- 高木 新太郎 成蹊大学名誉教授
- 中村 洋一 法政大学理工学部教授
- 野村 浩二 慶應義塾大学産業研究所准教授

藤井 眞理子 東京大学先端科学技術研究センター教授
宮川 努 学習院大学経済学部教授
(注) ○は座長。

イ 重要検討事項

<メルクマール>

- ・ 重点的に取り上げるべき課題（重要検討事項）を選定して審議することとした。重要検討事項を選定するに当たってのメルクマールは以下のとおりである。
 - ① 政策運営、国民にとって合理的な意思決定等の観点から統計整備の重要度、緊急度の高い事項であること
 - ② その事項が実現したときの政府全体の統計整備における効果、影響が大きい、あるいは広範に及ぶものであること

<新たな課題への対応>

- ・ 東日本大震災の発生が被災地に関する統計調査やその結果に広範囲にわたって影響を及ぼすこと等を勘案し、新たな課題として、東日本大震災に係る統計データの提供等について審議することとした。

<昨年度の重要検討事項のフォローアップ>

- ・ 昨年度の審議において重要検討事項とした以下に掲げる7課題については、引き続き、その後の措置状況について審議することとした。
 - ① 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化
 - ② ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
 - ③ ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備
 - ④ 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備
 - ⑤ オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供
 - ⑥ 統計職員等の人材の育成・確保
 - ⑦ 行政記録情報等の活用

ウ スケジュール

以下のスケジュールで審議した。

平成 23 年

- | | |
|-------|---|
| 7月8日 | 第46回統計委員会
(総務大臣から法施行状況報告を提出)
第27回基本計画部会（審議の進め方等を決定。重要検討事項審議①） |
| 7月14日 | 第28回基本計画部会（重要検討事項審議②） |
| 7月22日 | （第47回統計委員会）
第29回基本計画部会（重要検討事項審議③、追加重要検討事項決定） |
| 7月26日 | 国民経済計算ワーキンググループ（重要検討事項審議（国民経済計算関係）） |
| 8月29日 | （第48回統計委員会）
第30回基本計画部会（重要検討事項審議④） |
| 9月15日 | 第31回基本計画部会（審議結果報告書の取りまとめ） |
| 9月22日 | 第49回統計委員会（審議結果報告書の取りまとめ） |

2 重要検討事項の審議結果

(1) 新たな課題への対応

○ 東日本大震災に係る統計データの提供等

東日本大震災は、平成 23 年 3 月 11 日に宮城県牡鹿半島の沖合におけるマグニチュード 9 の海底地震に伴い発生した大規模な災害で、岩手県、宮城県及び福島県の 3 県の沿岸部を中心に津波による家屋の損壊、交通網の寸断、福島原子力発電所からの放射能漏れなど甚大な被害をもたらしたものである。平成 23 年 9 月 15 日現在、死者は 15,788 人であり、いまだに 4,057 人が行方不明である。また、被災地では、生活環境に支障が生じうる災害廃棄物の仮置場への移動はおおむね終了したものの、避難所や仮設住宅での生活を余儀なくされている人々が多数に上っている。

公的統計は、被災地の復興に向けた施策の企画・立案をする上での基礎データを提供するなど重要な役割を果たすものであるため、被災の実情に関する統計の着実な提供が求められている。一方で、被災地の住民が厳しい環境の下での生活を余儀なくされていることも十分考慮する必要があることから、統計調査を実施する場合には、当該調査の必要性、有用性等について地元住民に対し十分に説明することが必要である。

このような状況を踏まえ、平成 23 年 4 月 8 日に統計委員会の樋口委員長は、「東日本大震災への対応についての統計委員会委員長談話」において、東日本大震災後の統計調査の在り方について、調査を実施することが極めて困難になっている地域があることを踏まえた対応をする必要があること、調査結果の公表に当たっては、特別な取扱いをした場合の情報の開示、記録の保存等が必要であることなどを発表している。また、総務省政策統括官（統計基準担当）においても、平成 23 年 4 月 15 日に委員長談話と同趣旨の通知を各府省に発出するなどしている（「東日本大震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項について」）。さらに、政府統計の総合窓口（e-Stat）においては、平成 23 年 4 月 21 日から「東日本大震災関連情報」のコーナーを設け、各府省等が東日本大震災の関連で講じた措置をインターネット経由でまとめて閲覧できるようにしている。

法施行状況報告においては、このような実情の下で、平成 23 年度に入ってからへの対応を含め、各府省における東日本大震災に係る統計データの提供等についての措置状況が報告されている。（注）

（注）平成 23 年 7 月 8 日に報告された法施行状況報告の対象は、原則として平成 22 年度に講じた措置に関するものであるが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に係る特別の取扱い等については、平成 23 年 3 月 31 日まで（平成 22 年度内）の措置と平成 23 年 4 月 1 日以降の措置が連続しているため、平成 23 年 6 月までの措置を含めた報告となっているものである。なお、平成 23 年 8 月 29 日に開催された第 30 回基本計画部会、9 月 15 日に開催された第 31 回基本計画部会及び 9 月 22 日に開催された第 49 回統計委員会において、総務省政策統括官（統計基準担当）及び各府省から、その後の措置状況についても報告されている。

ア 施策の施行状況

i) 被災に係る情報提供等

被災地の復興に向けた施策の企画・立案をする上で、同地域における人口、世帯数、事業所数などは重要な情報であると考えられる。これらの関係の統計調査を所管する府省からは以下のような情報が提供されている。

(表1) 被災に係る主な情報提供

府省名	情報提供内容	集計地域	調査名
総務省	津波による浸水範囲に関する基本単位区（調査区）別人口、世帯数	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	平成22年国勢調査
	小地域別（町丁・字等別）人口、就業者数	岩手県、宮城県、福島県	平成22年国勢調査
	市区町村（全域及び浸水による被災地域）別、産業（大分類）別事業所数、従業者数	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	平成21年経済センサス
	東日本太平洋岸地域のデータ及び被災関係データ	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	注1
農林水産省	津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の市区町村別推定面積	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県	注2
	市町村別漁業経営体数、漁業就業者数、水産加工工場数及び冷凍・冷蔵工場数	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県	2008年漁業センサス
	県別農業産出額	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	生産農業所得統計（平成21年）
経済産業省	鉱工業指数	被災地、被災地以外	経済産業省生産動態統計調査等

注1) 総務省で整備する「社会・人口統計体系（統計でみる都道府県・市区町村）」と消防庁等の関係機関において公表されている被災状況等のデータを整理したデータ集を作成。

注2) 人工衛星画像を基に、東北地方太平洋沖地震の浸水範囲概況図（国土地理院）等の資料を活用しながら目視判断により、農地が流失又は冠水したと思われる農地を推定して求積。

また、各府省等が特別の措置を講じたもの等の状況については、総務省政策統括官（統計基準担当）が主な60の統計について報告している。（資料2-4参照）

これらのうち基幹統計調査について、調査対象や調査周期などを勘案して措置の類型別に整理した結果は以下のとおりである。

(表2) 基幹統計調査における特別の措置（類型別）

区分 類型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
調査対象 地域の除 外（一部 地域にお ける調査 の中止）	労働力調査（総務省）	世帯、個人 (月)	➢3月分及び4月分については、岩手県、宮城県及び福島県を調査対象から除外。岩手県、宮城県においては5月分から、また福島県においては8月分から可能な範囲で調査を再開。
	小売物価統計調査（総務省）	事業所及び 世帯(月、旬 別)	➢岩手県、福島県及び茨城県においては4月上旬調査から、また宮城県においては4月中旬調査から調査を再開。
	個人企業経済調査（総務省）	企業（四半 期、年）	➢3県（岩手県、宮城県及び福島県）においては、平成23年1～3月期動向調査票及び平成22年構造調査票の回収並びに平成23年4～6月期動向調査票の配布が困難な状況であったため、一部の市を除き7～9月期から調査を再開。
	社会生活基本調査（総務省）	世帯（5年）	➢平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域を除いて、調査を実施する予定。
	学校保健統計 (文部科学省)	学校(年)	➢3県（岩手県、宮城県及び福島県）においては、作成の基となる健康診断の実施が困難であることから、平成23年度調査については実施しないこととし、その旨の通知を県知事宛に発出。

区分 類型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
調査対象 地域の除 外（一部 地域にお ける調査 の中止） （つづ き）	毎月勤労統計調査（厚生労働省）	事業所（月、年）	➤当面の間、東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域における調査を中止。
	国民生活基礎調査（厚生労働省）	個人、世帯（年、3年）	➤3県（岩手県、宮城県及び福島県）においては、調査を実施しない旨を決定し、当該県へ連絡済み。
	患者調査（厚生労働省）	事業所（3年）	➤宮城県の一部地域及び福島県の全域について調査を行わない旨を決定し、当該県へ連絡済み。
調査対象・項目 の限定 （一部除 外・中止）	学校基本調査（文部科学省）	学校、教育委員会（年）	➤3県（岩手県、宮城県及び福島県）の初等中等教育機関においては、「学校施設調査」を中止。
	社会教育調査（文部科学省）	事業所（3年）	➤3県（岩手県、宮城県及び福島県）においては、平成23年度調査について民間体育施設を調査対象外とし、また調査項目について現状の把握が容易であるものに限定することとし、その旨の通知を県教育長宛に発出。
	毎月勤労統計調査（厚生労働省）	事業所（月、年）	➤3県（岩手県、宮城県及び福島県）においては、平成23年3月～4月分（宮城県は3月～5月分）の全国調査のうち調査員調査部分及び地方調査について、知事の判断により中止。
	医療施設調査（厚生労働省）	事業所（月、3年）	➤静態調査では、宮城県における一部地域の病院及び診療所については調査項目を限定しての実施、福島県の病院については調査項目を限定するとともに県が電話で聞き取りを行い記入する方法に変更しての実施、また、診療所については調査対象からの除外を決定し、当該県へ連絡済み。
調査実施 時期・調 査票提出 期限等の 延期	法人企業統計調査（財務省）	企業（四半期、半年）	➤四半期別調査（平成23年1月～3月期分）については、3県（岩手県、宮城県及び福島県）、青森県の一部及び茨城県の一部1千社程度において、調査票の発送を6月初旬まで延期。 ➤年次別調査については、金融庁が震災による場合の有価証券報告書の提出期限を延長したことを受け、関係省令等の整備を行い、震災による場合の下期調査の調査票提出期限を9月末に延期。
	学校基本調査（文部科学省）	学校、教育委員会（年）	➤3県（岩手県、宮城県及び福島県）の初等中等教育機関においては、「学校調査」、「学校通信教育調査」、「不就学学齢児童生徒調査」及び「卒業後の状況調査」の回答期限を10月まで延期。
	賃金構造基本統計調査（厚生労働省）	事業所（年）	➤3県（岩手県、宮城県及び福島県）については、各労働局長から厚生労働省への提出期限を9月12日まで延期（通常は8月20日）。
	経済産業省企業活動基本調査（経済産業省）	企業（年）	➤災害救助法の適用市町村に本社がある企業については、発送を1か月遅らせ、調査票を送付してもよいか個別に確認をした上で、調査票を送付。
集計・推計の方法や、公表時期・期日等の変更	国勢調査（総務省）	世帯（5年）	➤3県（岩手県、宮城県及び福島県）においては、町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施し、統計局HPに掲載する（5/31、6/2、6/24、7/12）とともに、当該地方公共団体に提供。 ➤3県（岩手県、宮城県及び福島県）においては、人口等基本集計結果を前倒しして7月27日に公表。

区分 類型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
集計・推計の方法や、公表時期・期日等の変更(つづき)	経済センサス-基礎調査(総務省)	事業所、企業(5年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)について、調査区及び町丁・大字別集計結果を前倒して6月15日に公表。
	労働力調査(総務省)	個人、世帯(月)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 調査結果については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除外した全国集計結果のほか、同様の措置を講じた平成21年1月分までの遡及集計結果を公表。 ➢ なお、除外した3県に係る補完推計等の措置については、今後検討予定。
	家計調査(総務省)	世帯(月)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3月調査以降、県・市町村・調査区単位に除外地域を予め決定するのではなく、可能な範囲で調査を実施し、調査票の収集が困難な場合は集計から除外する方針を公表(4/21)。 ➢ 3月分以降の調査結果については、東北地方で調査票を回収できた世帯の結果で補完推計した全国結果を公表。 ➢ 3月分について、一部の地域で調査票が追加で回収できたことに伴い、6月分公表と同時に遡及改定(7/29)。
	小売物価統計調査(総務省)	事業所及び世帯(月、旬別)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全国3月分調査(4/28公表)については、4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の一部において調査に支障が生じたため、把握した価格の単純算術平均を都市別価格として表章し、調査精度を維持しつつ公表。 ➢ 全国4月分調査については、5/27に通常どおり公表。 ➢ 全国4月分調査公表(5/27)に先立ち、東日本大震災による小売価格への影響の早期把握を目的に東日本地域の小売価格に関する速報値を公表(4/28、5/11)。
	個人企業統計調査(総務省)	企業(四半期、年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年1～3月期動向調査票及び平成22年構造調査票の回収並びに平成23年4～6月期動向調査票の配布が困難な状況であったため、1～3月期動向編(5/26公表)、4～6月期動向編(8/25公表)及び平成22年構造編(7/12公表)について、全国結果への影響が軽微なことから、3県を除く全国の結果として公表。
	法人企業統計調査(財務省)	企業等(四半期、半年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 四半期別調査(平成23年1月～3月期分)については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)、青森県の一部及び茨城県の一部1千社程度において、調査票の発送を6月初旬まで見合わせることにし、これらについては全国平均値を基に補完したうえで集計した計数を速報値として6月2日に公表。その後、関係省令等の整備を行い6月末までに提出された調査票を追加の上、再集計し、7月29日に確報値として公表。(昨年は1～3月分を平成22年6月3日公表) ➢ 年次別調査については、下期調査の公表時期を10月31日とした。

区分 類型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
集計・推計の方法や、公表時期・期日等の変更(つづき)	毎月勤労統計調査(厚生労働省)	事業所(月、年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、知事の判断により平成23年3～4月分(宮城県は平成23年3～5月分)について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分と地方調査を中止。 ➢ 調査を中止した一部調査の調査・地域を除外して集計・公表するとともに、上記対応状況や集計結果への影響等を公表。
	人口動態調査(厚生労働省)	地方公共団体(月)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 速報と月報(概数)では、各月の速報集計までに収集できなかった調査票の枚数は含まない。収集できなかった調査票については、収集できた時点の月分の速報数値に含めて公表。なお、来年9月に公表を予定している平成23年人口動態統計年報(確定数)において、発生月別の集計を行う予定。 ➢ また、調査票の収集状況を踏まえつつ、震災に関連する特別集計の可能性についても検討中。
	農業経営統計調査(農林水産省)	世帯等(年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成22年の調査結果のうち、一部の統計については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)における一部回収困難な客体を除外して推計を行う予定。
	作物統計調査(農林水産省)	世帯(年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 果樹調査(平成22年産りんご収穫量等)については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除外して全国値を推計し、公表(5/20)。 ➢ 3県の取りまとめが可能となったため、3県を含めて全国値を再集計し、第2報を公表(7/20)。
	木材統計調査(農林水産省)	事業所(月、年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 製材月別調査については、2月分以降、3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除いて公表していたが、7月分から当該3県を含めた調査・公表を再開(8/25公表)。 ➢ 合単板月別調査については、2月分以降、2県(岩手県及び宮城県)を除いて公表。取りまとめが可能となった月から、当該2県を含め調査・公表を行う予定。 ➢ また、一部の県を除外して行った集計の公表に当たっては、一部の県を除外した数値であることを注記するとともに、前月値と前年同月値については、当該県を除いた数値を参考値として併記。 ➢ 欠落データを補完する可能性については、復興状況を見極めて判断。
	海面漁業生産統計調査(農林水産省)	世帯、事業所等(四半期、年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当初公表予定時期に、岩手県、宮城県及び福島県を除いて公表(5/9)。 ➢ 宮城県、福島県を含めた第2報を公表(6/24)。今後、岩手県の取りまとめが可能となった場合、再集計を行い公表予定。
	牛乳乳製品統計調査(農林水産省)	事業所(月、年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2月、3月分については、震災による報告の遅れ等により、公表を延期(2月分(3月末公表予定)は4月20日、3月分(4月末公表予定)は5月9日公表済み)。なお、公表の遅延・公表予定については事前に公表。 ➢ 4月分(5月末公表予定)以降は、通常どおり公表。
	経済産業省生産動態統計調査(経済産業省)	事業所、企業(月)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集。同情報を被災県にも提供。 ➢ 4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。

区分 類 型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
集計・推 計の方法 や、公表 時期・期 日等の変 更(つづ き)	経済産業省特定 業種石油等消費 統計(経済産業 省)	事業所(月、 年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地で調査票の提出ができないとした事業所は、生産動態統計調査で実施したヒアリングを基に推計。 ➢ 4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。
	商業動態統計 (経済産業省)	事業所、企 業(月)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地域の事業所から3月分調査票が未提出だった場合は、日割り推計を行う等、より実態に近い形で補完。 ➢ 今後も、被災県を除外せずに通常どおり公表。
	石油製品需給動 態統計(経済産 業省)	事業所(月)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集。 ➢ 今後も、被災県を除外せず、通常どおり公表。
	ガス事業生産動 態統計調査(経 済産業省)	事業所(月、 四半期)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3～5月分調査については、被災地域の調査客体に督促を行わなかったため、未回収の事業者分を除いた全国の結果を公表。 ➢ 6月分以降については、全調査客体について回収を行い、通常どおり公表。あわせて、3～5月分についても遡及して回収し、補正版を公表。
	建設工事受注動 態統計調査(国 土交通省)	企業(月、 年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2月分調査票の取集が遅延したため、速報の公表は中止、確報は予定どおりに公表(4/11)。 ➢ 4月分の公表については、宮城県分の取りまとめが遅延したため、同県分を含まない推計値を公表(6/10)。 5月分の公表時に宮城県分を含んだ4月分の再集計値を公表(7/11)。 ➢ 今後は、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で通常どおり調査を実施。
その 他 (参考値 の 公 表 等)	国勢調査(総務 省)	世帯(5年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施し、統計局HPに掲載する(5/31、6/2、6/24、7/12)とともに、当該地方公共団体に提供。 ➢ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、人口等基本集計結果を前倒しして7月27日に公表。 ➢ 平成22年調査結果を活用し、浸水地域の人口・世帯数の統計地図を公表(4/25)。
	小売物価統計調 査(総務省)	事業所及び 世帯(月、旬 別)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全国3月分調査(4/28公表)については、4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の一部において調査に支障が生じたため、把握した価格の単純算術平均を都市別価格として表章。 ➢ 全国4月分調査公表(5/27)に先立ち、東日本大震災による小売価格への影響の早期把握を目的に東日本地域の小売価格に関する速報値を公表(4/28、5/11)。
	科学技術研究調 査(総務省)	企業等(年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)における調査対象事業所等に対しては、調査票配布時に、電話等により調査実施の可否等を確認。

区分 類型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
その他 (参考値 の公表 等)(つづ き)	経済センサス- 基礎調査(総務 省)	事業所、企 業(5年)	<p>➢ 6 県 (青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県) について、調査区及び町丁・大字別集計結果を前倒して 6 月 15 日に公表。東日本太平洋岸地域等 (青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県) に係る特別集計として、以下を総務省統計局ホームページに掲載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村別産業 (大分類・小分類) 別事業所数及び従業者数について 5 月 11 日に掲載 (6 月 3 日確報集計に基づき更新)。 ・市区町村別産業 (大分類) 別事業所数及び従業者数-浸水調査区について 5 月 11 日に掲載 (6 月 15 日調査区別集計に基づき更新)。
	毎月勤労統計調査(厚生労働省)	事業所(月、 年)	<p>➢ 特別集計 (3 県 (岩手県、宮城県及び福島県) における労働者の増減状況別事業所割合 (5/2、5/18等)、東日本と北海道・中部・西日本の 2 区分における地域別集計 (5/31、6/17 等)) を公表。</p>
	木材統計調査 (農林水産省)	事業所(月、 年)	<p>➢ 製材月別調査については、2 月分以降、3 県 (岩手県、宮城県及び福島県) を除いて公表していたが、7 月分から当該 3 県を含めた調査・公表を再開 (8/25公表)。</p> <p>➢ 合単板月別調査については、2 月分以降、2 県 (岩手県及び宮城県) を除いて公表。取りまとめが可能となった月から、当該 2 県を含め調査・公表を行う予定。</p> <p>➢ また、一部の県を除外して行った集計の公表に当たっては、一部の県を除外した数値であることを注記するとともに、前月値と前年同月値については、当該県を除いた数値を参考値として併記。</p>
	商業動態統計 (経済産業省)	事業所、企 業(月)	<p>➢ 3 月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地域の事業所から 3 月分調査票が未提出だった場合は、日割り推計を行う等、より実態に近い形で補完。</p> <p>➢ 今後も、被災県を除外せず通常どおり公表。</p> <p>➢ 東日本地域の大型小売店、コンビニエンスストアにおける販売額への影響を公表 (8/30)</p>
	商業統計調査 (経済産業省)	事業所 (5 年)	<p>➢ 被災地域における商業の経済規模等について、特別集計・公表 (8/24)。</p>
	工業統計調査 (経済産業省)	事業所(年)	<p>➢ 被災地域における工業の経済規模、浸水地域に立地する製造事業所等について、特別集計・公表 (8/24)。</p>
	自動車輸送統計 調査(国土交通 省)	自動車(月)	<p>➢ 各調査の実施にあたっては、電話問い合わせ等により被災地域に調査実施可否について状況を確認するなど、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で調査を実施。現時点では、通常どおり実施。</p>
	港湾調査(国土 交通省)	事業所(月、 年)	
	内航船舶輸送統 計調査(国土交 通省)	事業所(月、 年)	

区分 類型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
その他 (参考値 の公表 等)(つづ き)	造船造機統計調 査(国土交通省)	事業所(月、 四半期)	➤各調査の実施にあたっては、電話問い合わせ等により被災地 域に調査実施可否について状況を確認するなど、被災地域の 調査客体の状況に十分配慮した上で調査を実施。現時点では、 通常どおり実施。
	鉄道車両等生産 動態統計調査 (国土交通省)	事業所(月、 四半期)	

(注) 基本計画部会におけるヒアリング結果等から、平成23年9月9日現在で作成。

ii) 統計調査実施に係る承認手続

総務省政策統括官(統計基準担当)は、調査の実施に当たって、被災地の実情に配慮したきめ細かな対応が適時に可能となるよう、震災発生後における統計調査の承認手続及び届出手続に関し柔軟に対応する旨、各府省統計主管課長会議構成員及び都道府県統計課長宛てに通知しており、その内容については統計委員会に報告されている。

イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

i) 被災に係る情報提供等

東日本大震災は、東北地方を中心に広範囲にわたり様々な被害をもたらしており、被災地の複数の市町村の行政機能が同時に機能不全に陥るなどの深刻な状況が発生したものである。このような状況下で、国、県及び市町村は、被災された住民の生活支援のための活動を精力的に実施しながら、復興のための施策の企画・立案に資するべく事業所の被災の状況や住民の就業・不就業の状況等の把握にも尽力しているところである。

また、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定)によると、「東日本大震災からの復興のために真に必要なかつ有効な施策を実施することとし、事業の立案段階から、効率性、透明性、優先度等の観点から、適切な評価を行うものとする」こととされており、公的統計はこのような取組の推進に資するものであると考えられる。

このような中で、国の統計担当部局が、自らの保有する統計データを適宜加工するなどして被災地における人口や事業所等に関する情報を公表することは適切な対応として評価できる。

一方、被災地の事業所や住民を対象とする統計調査の実施に当たっては、被災者が日々の生活において非常に厳しい状況に置かれていることを勘案すると、当該地域の一部を一時的に除外して調査を実施することやデータの制約から加工統計の推計方法の一部を変更すること等の特別の取扱いをすることはやむを得ないものと考えられる。

しかしながら、基幹統計調査等の結果は、被災地の復興のための施策の企画・立案を進める上で重要なデータを提供するものであること等を勘案すると、被調査者の理解を得ながら、調査対象から除外した地域に関する補完的、補足的な調査や推計を行うなどの措置を、行政記録情報や民間統計の活用を視野に入れて進めていく必要があるものと考えられる。また、特定の地域を一時的に調査対象地域から除外する等の措置を講じた統計調査のうち、当該措置が全国集計値の時系列データに与える影響が大きいと考えられるものや、当該地域に関するデータが特に求められるものについては、当該措置を講じた統計調査の特性を踏まえて対応する必要があるものと考えられる。

ii) 統計調査実施に係る承認手続

基幹統計調査の調査対象を変更等する場合には、原則として総務大臣の承認が必要であり、承認するに当たって総務大臣は統計委員会の意見を聴くこととされている。

従前から、災害の発生に伴う基幹統計調査の調査地域からの除外又は調査の延期については、例外的に当該案件の処理後、統計委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けることとしており、今回の東日本大震災の発生に伴う調査地域からの除外等の措置については、平成 23 年 7 月 8 日に開催された第 46 回統計委員会において平成 23 年 5 月分及び 6 月分の処理結果の報告が、同年 8 月 29 日に開催された第 48 回統計委員会において同年 7 月分の処理結果の報告が、同年 9 月 22 日に開催された第 49 回統計委員会において同年 8 月分の処理結果の報告があった。

これらの措置は、東日本大震災の発生後の状況下においてはやむを得ない対応であると考えられるため、今後とも同様の対応をする必要があるものと考えられる。

ウ 取り組むべき統計整備等の方向性

i) 被災に係る情報提供等

全国を対象とする基幹統計調査等については、調査対象地域の一部を除外するなど特別の取扱いをした場合、被災地の状況を踏まえて可能な限り補完的、補足的な調査や推計を行うなどの措置を講ずる必要がある。また、特別の取扱いやこれらの措置に関する情報については、全国集計値の時系列データの分析等において利用者の誤解を招かないよう、適切に公表・保存する必要がある。

さらに、被災地においては、公的統計調査以外にも行政機関等による様々な報告の徴集や民間のシンクタンク等による調査が行われており、これらの報告や調査（以下「行政記録情報等」という。）によって得られたデータは、補完的、補足的な調査や推計の実施に際し、必要に応じて有効に活用すべきものである。例えば、被災地における雇用などの実情を把握するための統計の作成に当たっては、行政記録情報等の活用の可能性について、その保有機関の協力を得ながら検討する必要がある。

なお、被災地における統計調査結果を用いて加工統計を作成する場合には、推計精度を向上させるための工夫を引き続き行うことも必要である。

ii) 統計調査実施に係る承認手続

東日本大震災により被災した地域がいまだ復興の途上にあることを踏まえ、震災に起因すると判断される基幹統計調査の一部変更や、その後の復旧の状況について、統計委員会は引き続き総務省政策統括官（統計基準担当）に対し、処理結果の報告を行うよう求める。

(2) 昨年度の重要検討事項のフォローアップ

<意見として提示した事項>

① 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

ア 統計整備等の方向性

i) 新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表を平成 22 年度中に策定する。工程表には、基本計画に定められた年次推計等の精度向上などに関する諸課題との関係を明記し、課題達成に着実に取り組む。また工程表には推計の基となる一次統計等に関する包括的な課題の提示を含むこととする。なお、内

閣府は一次統計等の課題への対応促進のため、当該統計を所管する府省等との連携を強化する。

- ii) 推計方法の抜本の見直しや新しいシステムの構築等を促進するため、高い知見を有する研究者、中核的職員、出向者等で構成される責任体制の明確なプロジェクトチームで対応することとする。

イ 平成 22 年度において講じられた措置

内閣府経済社会総合研究所において、以下の措置を講じた（資料 3 参照）。

- i) 工程表の策定（一次統計等に関する包括的な課題の提示を含む）

【工程表の策定】

- 基本計画に掲げる国民経済計算関係の 41 事項を相互に関連する一定のまとまり（課題群）に分類。課題群の内訳は以下のとおり。
 - ・ 検討結果を直接的に「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築」に反映する課題群
- A) コモ法、デフレータ等の現行推計の見直し
 - 推計方法等の見直しによる SNA-I0 と（I0 の）延長表との整合性確保
 - コモ法と商品分類との整合性確保
 - 建設コモ法の見直し
 - コモ法の拡充による非市場産出の取り込み
 - デフレータ推計についての見直し
- B) 経済センサス - 活動調査等に適合した年次推計の確立
経済センサス - 活動調査に対応した推計システムの検討、基礎統計の見直し等
- C) 三面推計の実現による精度向上
所得面からの GDP 推計、分配面の推計の充実、制度部門別勘定の推計
- D) 供給・使用表の導入による精度向上
供給・使用表（SUT）による推計システムの検討及び中間投入・生産構造や中間消費・最終需要の推計精度向上
- E) 93SNA の未対応事項や、2008SNA への対応
93SNA 未対応事項への取組、次々回基準改定での導入に向けた 2008SNA の計画的取組及び前倒し対応
 - ・ 検討結果が新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に間接的に関係する課題群
- a) 情報システムの改善
- b) 国際基準への準拠のうち優先度の高い事項等
- c) 四半期推計の諸課題
- d) 一次統計等との連携
- e) 財政統計の整備
- f) スtock 統計の整備
- 課題群ごとに、平成 23 年度以降に講ずべき具体的な措置に関する工程表を策定した。

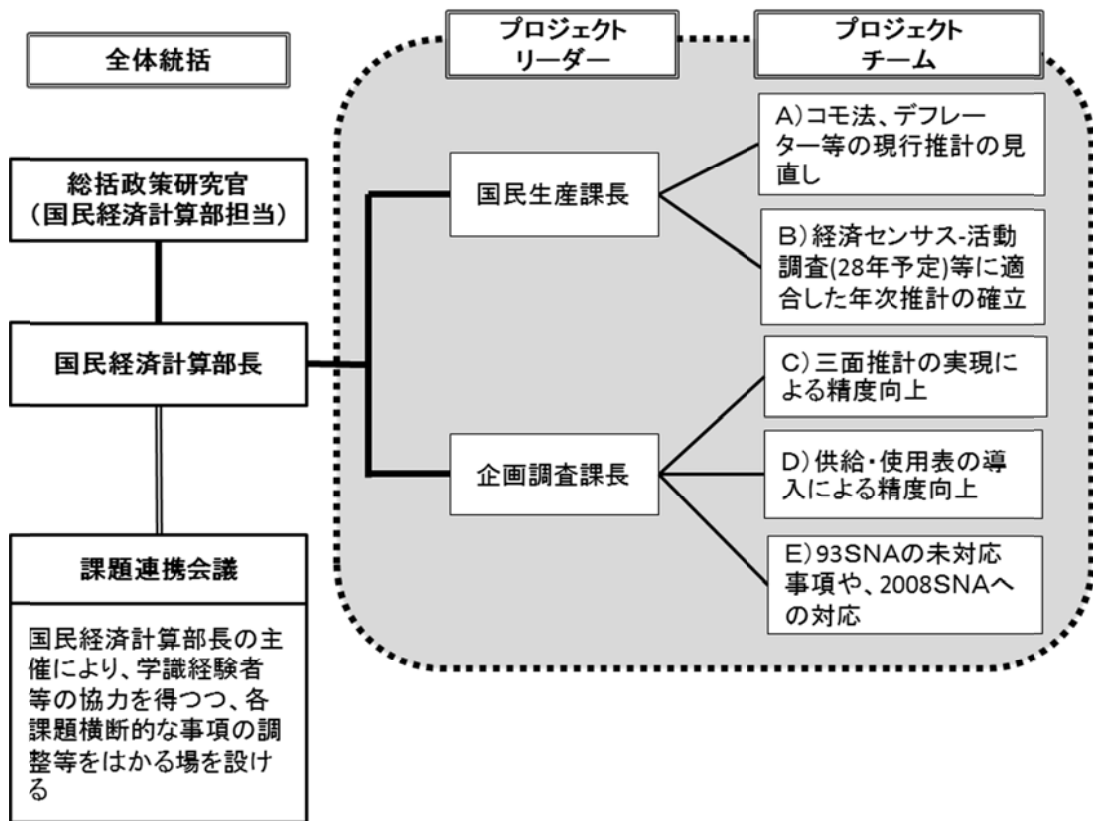
【一次統計等に関する包括的な課題の提示】

- 基本計画において内閣府が検討を行うこととされた事項について、主な課題を以下のとおり包括的に提示した（平成 23 年 3 月 31 日時点）。
 - ・ GDP の精度向上に資する一次統計等の課題
 - 流通在庫等の在庫に関する一次統計等

- 公的部門（公共事業の執行状況、政府消費に関する基礎統計）
- コモ法における商品別配分比率の推計のための一次統計等
- ・ 国民経済計算全体の充実・精緻化に関する一次統計等の課題
 - 個人企業の活動把握などに資する一次統計等
 - 企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方
 - 労働生産性及び全要素生産性の整備に向けた一次統計等
- 国民経済計算と一次統計等の連携を強化し、具体的な整備の在り方についてさらに検討を進めている。

ii) 責任体制の明確なプロジェクトチームによる対応

- 国民経済計算については、内閣府経済社会総合研究所が所管している。
- 平成23年度からは、総括的な責任を有する総括政策研究官（国民経済計算部）の下で、責任者を明確にし、国民経済計算部の課職員（関係省庁及び民間企業からの出向者を含む）と外部有識者が連携して検討を行うプロジェクトチームを編成して対応している（下記参照）。



ウ 施策の推進に当たっての留意事項

- i) 工程表の策定（一次統計等に関する包括的な課題の提示を含む）
 - 策定された工程表は、基本計画における国民経済計算関係の多くの課題を相互に関連する課題群に整理している。多くの課題を計画的に推進するためには、このような形で工程表を策定すること自身が重要である。また、一次統計等に関する包括的な課題の提示については、中長期的な課題も含め提起することに意義があると考えられ、これらの措置を講じた内閣府の対応はおおむね妥当なものと評価できる。
 - この工程表に沿って施策を実施する際には以下の点に留意して運用することが

望まれる。

- ・ 一次統計等との連携強化に関する課題については、関係府省の協力が不可欠であることから、引き続き総務省が主催する関係府省の会議等の場を活用しながら、その解決に向けた取組を推進すること。特に、平成 24 年 2 月に実施予定の経済センサス - 活動調査の結果を用いた推計が、これまでの推計と整合的に行われるよう、関係者間で十分に調整すること。
- ・ コモ法に非市場産出を取り込むことの一環として研究開発 (R&D) を推計対象とすることについては、2008SNA において、国際的な推計基準として掲げられており、諸外国の事例を参考にしつつ、R&D の調査部局と密接に協力して検討を進めること。
- ・ 加工統計間の調整も重要であるので、引き続き、産業連関表の作成部局等とも密接に連携しながら、詳細な供給・使用表と X 表 (商品×商品表) からなる体系に移行すること等について関係者間で知見の共有を図りながら検討すること。
- ・ 新たな年次推計方法の確立に向けて、専門的な知見が組織内で共有されるよう、次々回基準改定までの完成を目指して、可能なものからマニュアルを整備していくこと。

ii) 責任体制の明確なプロジェクトチームによる対応

- 工程表に掲げられた広範な課題に対応するためには、責任者を明確にしたプロジェクトチームによる対応が不可欠である。内閣府が構築したプロジェクトチームは、直接的に関係する課題群を所管する責任者 (課) が明示され、外部有識者とも連携した検討体制を整備し、各課題横断的な事項については国民経済計算部長が主催する「課題連携会議」で調整する仕組みを設けるなどとされておりおおむね妥当なものであると評価できる。
- このプロジェクトチームの運用に当たっては、以下の点に留意して運用することが望まれる。
 - ・ 平成 24 年度以降においても体制の充実に努め、各プロジェクトチームが組織的・継続的に専門的な知見を蓄積し活用できるようにすること。また、三面推計の実現と供給・使用表 (SUT) の導入等、相互に関係する課題群については、担当チーム間で密接に連携して対応すること。

② ビジネスレジスター (事業所母集団データベース) の構築・利活用

ア 統計整備等の方向性

総務省は、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた統計データ及び行政記録のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。その際、総務省は、各府省が保有する基盤的・共通的な統計データの収録や、ビジネスレジスターにおいて使用する共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討の結論を早期に得て、各種統計調査における欠損データの補完や、ビジネスレジスター内の統計データの時系列的整備、各府省の統計データ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する。

イ 平成 22 年度において講じられた措置

- 上記アの統計整備等の方向性への対応を含む、「ビジネスレジスターの整備方針」(以下「整備方針」という。)を平成 23 年 3 月 25 日に総務大臣決定し、各府省に通知した。整備方針の概要は以下のとおりである。
 - ビジネスレジスターへの各種情報の収録

- ・ 統計調査の実施計画の収録
- ・ 調査対象名簿の収録・重複排除の実施
- ・ 主要な統計調査結果（産業別全数調査、大規模調査等）の時系列収録
- ・ 主要な行政記録情報（商業法人登記情報、労働保険情報等）の活用
- ・ 民間情報の活用、地理空間情報の収録について検討
- ビジネスレジスターから各府省に提供される情報
- ・ 統計関係業務支援機能の整備
- ・ 調査客体の母集団情報の提供
- ・ 統計調査の補完、検証用データの提供
- ・ 共通事業所・企業コードの提供
- 共通事業所・企業コードの保持
各府省において、共通事業所・企業コードを保持し、調査・集計に活用

(注) 下線部は統計整備等の方向性で提示した事項に対応するもの。

- 整備方針に基づき、今後は以下のスケジュールで作業を進めていく予定である。

【平成 23 年度】

- 各種統計調査結果や行政記録情報の照合・収録に向けた検討
- 年次フレーム、レジスター統計の作成方法の検討
- 運用管理規程の作成

【平成 24 年度】

- ビジネスレジスターの試験運用の実施（平成 24 年 4 月～）
- ビジネスレジスターの正式運用開始（平成 25 年 1 月～）

ウ 施策の推進に当たっての留意事項

- 整備方針を策定し、計画的にビジネスレジスターの構築を進めており、積極的に対応しているものと評価できる。
- 引き続き、整備方針に掲げている事項が着実に実現するよう、必要なリソースの確保等に留意しながら整備を進めることが望まれる。

<その他の重要な事項>

- ③ ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

ア 統計整備等の方向性

ワークライフバランスに関する包括的かつ多面的知見を得るため、雇用・労働と家族・世帯に関する統計について関係府省共同の検討会（研究会）を設置するなど、関係府省による横断的な検討が不可欠である。特に、以下の取組を実施することが必要である。

- i) 雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析すること。
- ii) 少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計と家族・世帯関係統計を検討し、両者を関連付けるために必要な調査項目を追加すること。
- iii) ワークライフバランスの状況を明らかにするため、既存の大規模標本調査に「結婚時期」などの新しいワークライフバランス関連調査項目を追加する等の統計整備について検討を行うこと。
- iv) 就業意欲、結婚意識、出産・子育て意識などワークライフバランスに関する意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存

統計への導入可能性等について検討を行うこと。

イ 平成 22 年度において講じられた措置等

総務省と厚生労働省は、統計委員会の指摘を踏まえ、雇用・労働統計の体系的整備に関して、「雇用失業統計研究会」及び「厚生労働統計の整備に関する検討会」等において緊密な情報交換を行い、必要な措置を実施した。主な措置内容は以下のとおりである。

- i) ワークライフバランスの状況をより詳しく分析するため、以下の取組を実施した。
 - 就業と結婚、育児、介護の関係の分析に資するため、就業構造基本調査に、結婚時期や介護状況に関する調査項目の追加について検討した。
 - 平成 19 年就業構造基本調査を活用し、「育児と就業に関する分析」の追加集計等を実施した。
 - 就業と結婚等の状況について、雇用動向調査において離職理由（結婚・出産・育児・介護）に関する調査を実施した。また、縦断調査（21 世紀出生児縦断調査、21 世紀成年者縦断調査、中高年者縦断調査）においても、意識調査項目も含め、結婚・出産前後の就業の状況、結婚・出生意欲、仕事への満足感、介護の状況等を把握するための各調査を実施した。
- ii) 労働時間を捉えた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、平成 23 年社会生活基本調査において、「個人の年間収入」や「健康状態」に加え、意識調査項目として「希望する 1 週間の就業時間」を把握する調査項目を追加した。

ウ 施策の推進に当たっての留意事項

総務省と厚生労働省が、ワークライフバランス関連統計の体系的整備に向け、緊密な情報交換を行い、具体的検討を進めていると評価できる。

統計リソースの厳しい制約の中で、ワークライフバランスの状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関連統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要である。このため、今後は、特に、以下の点に留意して実施することが必要である。

- 企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係をより詳しく解明できるようにするため、企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況、有給休暇等の取得状況、経営状況や生産性、労働者の就業継続や処遇等を総合的に把握するための統計整備について検討を行うこと。

④ 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

ア 統計整備等の方向性

総務省と厚生労働省が共同で、正規・非正規雇用双方を調査対象とする統計調査の集計結果等の分析を実施し、既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を示すとともに、当該統計の体系的整備に向けた具体的課題を整理することが必要である。その上で、特に、以下のような取組を実施することが重要である。

- i) 非正規雇用（不本意型を含む）の雇用形態別雇用者数（男女・年齢別、学歴別など）、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討を行うこと。
- ii) 労働者の自発的な離職・転職等のほか、雇用主側の事情による雇用調整や雇用形態の転換及びそれらに伴う賃金・所得の変化を継続的に把握できるような統計整備の検討を行うこと。
- iii) 非正規雇用者の実情を把握するための意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を

行うこと。

イ 平成 22 年度において講じられた措置等

総務省と厚生労働省は、統計委員会の指摘を踏まえ、雇用・労働統計の体系的整備に関して、「雇用失業統計研究会」及び「厚生労働統計の整備に関する検討会」等において緊密な情報交換を行い、必要な措置を実施した。主な措置内容は以下のとおりである。

- i) 非正規雇用全体の状況を的確に把握するため、関係統計について以下の取組を実施した。
 - 有期雇用契約者の詳細を把握するため、労働力調査及び就業構造基本調査の調査内容の変更について検討した。
 - 非正規雇用の雇用形態別の詳細を労働力調査で毎月把握することを検討した。また、不本意型を含む非正規雇用者増加の背景を労働力調査で四半期ごとに把握することを検討した。
 - 実労働時間のより適切な把握に必要な項目を検証するため、「実労働時間に関する WEB アンケート」を実施した。アンケート結果を踏まえ、労働力調査における年ベースの実労働時間の把握に必要な調査項目の追加について検討した。
 - 雇用構造調査において、就業形態別の労働者割合等を毎年継続的に調査することについて検討した。
- ii) 労働者の自発的な離職・転職の詳細を把握するため、関係統計について以下の取組を実施した。
 - 雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」を調査するとともに、前職との賃金比較に関する調査を実施した。
 - 21 世紀成年者縦断調査において、1 年前との就業の状況を比較できるような調査を実施した。

ウ 施策の推進に当たっての留意事項

総務省と厚生労働省が非正規関係統計の体系的整備に向け、緊密な情報交換を行い、具体的検討を進めていると評価できる。

統計リソースの厳しい制約の中で、非正規雇用の状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関係統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要である。このため、今後は、特に、以下の点に留意して実施することが必要である。

- i) 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること。
- ii) 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること。
- iii) 同一企業内での就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の就業形態転換だけでなく、同一企業内の就業形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること。
- iv) 雇用・労働統計の「従業上の地位」に係る分類の在り方について、引き続き、統計基準として設定することの可否について検討すること。

- ⑤ オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供

ア 統計整備等の方向性

- i) 基本計画に掲げられた二次的利用（オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供）について、引き続き以下の事項を推進する。

- 各府省は、今後、利用者のニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査について順次拡大していく必要がある。
- また、秘密の保護等を確保しつつ、現在、調査実施後一定期間を置いて作成している匿名データについて、その期間を短縮することや、長期にわたる過去のデータを二次的利用の対象としていくことが必要である。
- 総務省は、国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要がある。
- 各府省は、二次的利用に対する制度、手続、二次的利用可能な統計調査の周知を図る必要がある。また、情報管理について利用者側の意識向上に努める。
- 各府省は、利用手続について、利用者のニーズを把握し改善に努める。
- ii) 各府省は、法第 33 条に基づく調査票情報（調査票に記入され、統計調査によって集められた情報）の利用について、ガイドラインに準拠して適切な運用を確保する必要がある。また、総務省はオンサイト利用についての検討を進める際に当該調査票情報の利用に係る手続の簡素化の検討を行う。

イ 平成 22 年度において講じられた措置

- 平成 22 年度にオーダーメイド集計のサービスに供された統計調査は 20 調査（87 年次分）となり、平成 21 年度の 6 調査（13 年次分）から順調に拡大し、その提供件数も 12 件と、平成 21 年度の 4 件から増加している。
- また、匿名データに関しては、平成 22 年度にサービスに供された統計調査は平成 21 年度と同じ 4 調査（13 年次分）であるが、提供件数は 38 件となり、平成 21 年度の 20 件から着実に増加している。
- なお、平成 22 年 12 月に国民生活基礎調査に係る匿名データの作成についての諮問が統計委員会に対して行われ、平成 23 年 4 月に答申されたことから、平成 23 年度中には当該匿名データの提供も開始される見込みである（平成 23 年 9 月から提供が開始されている。）。
- 二次的利用制度の周知については、年度計画の公表のほか、関連学会等への参加やメールニュース、パンフレット等を活用した広報活動が行われている。また、調査票情報の適正な管理を推進するため、調査票情報の利用については、提供者が利用者に対して法における適正管理の義務及び罰則の適用について周知徹底することが、法第 33 条の運用に関するガイドラインに明記された。
- 利用手続については、統計ニーズに係るアンケートに寄せられた意見等を踏まえ、各種ガイドラインを改正することにより、調査票情報の利用期間の見直し（原則 1 年を最長 3 年に拡大）や、オーダーメイド集計、匿名データを利用した研究成果等の公表方法の見直し（利用者における研究成果等の公表について、提供者側が利用者から論文等の提出を受けて公表することを認めること。）などの改善が図られている。
- また、二次的利用の利用目的の範囲やオンサイト利用における調査票情報の利用手続の簡素化等については、総務省が「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を設けて検討を開始した。

ウ 施策の推進に当たっての留意事項

- i) 二次的利用のサービスの拡大
 - 二次的利用は平成 21 年度から開始されたものであり、急速には言えないものの、利用実績は着実に伸びてきていると評価できる。しかし、匿名データに関しては、提供を開始あるいは準備している統計調査はまだ少ないことから、各府省は、比較的匿名データの作成が容易と考えられる世帯・個人を対象とした統計調査を中心と

するなど、利用者のニーズを踏まえつつ、対象となる統計調査の拡大を図る必要がある。

- また、二次的利用に関しては、一定の要件を満たせば海外からの利用も可能となっており、日本の統計が国際的に活用されることが望まれる。しかしながら、海外の研究者からの相談への対応やデータの保管・管理等における秘密保護措置の確認等、検討すべき課題も多いことから、二次的利用の利用目的の範囲についての検討と併せ、これらの課題の解決方法も検討することが望まれる。

ii) 二次的利用及び調査票情報の利用に係る課題の検討

- 二次的利用の利用目的の範囲やオンサイト利用についての検討など、二次的利用及び調査票情報の利用に関する諸課題については、総務省の「統計データの二次的利用促進に関する研究会」で検討が開始されたところであるが、以下のような点にも配慮して推進することが望まれる。
 - ・ 政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）における「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会 報告書」（平成 23 年 3 月）の中で、政府統計データの活用を推進する方策の検討が指摘され、また、「国民の声」規制・制度改革集中受付においても政府統計情報の二次活用の促進が提案されている。さらに、日本学術会議においても、大規模研究計画の一つとして社会科学統合データベース・ソリューション網の検討が進められていることなどから、これらの動きにも十分留意しつつ、研究会での検討を進めること。
 - ・ 研究会の検討スケジュールが、平成 24 年 3 月に 1 次報告書、平成 25 年 3 月に 2 次報告書、その後にアーカイブ等の残された課題の検討となっていることから、検討結果が今後の基本計画の見直しに反映できるように配慮すること。

⑥ 統計職員等の人材の育成・確保

ア 統計整備等の方向性

総務省及び各府省は、専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策の研究を平成 22 年度から実施することとされている。また、各府省は、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する取組を平成 22 年度から実施することとされている。この取組、特に中核的職員の育成に当たっては、現状を踏まえ、以下のような方策も含めて検討を進める必要がある。

- i) 統計の国際的な標準化などへの対応能力向上にも資するよう、政府横断的な研修機能の活用など、政府全体として統計職員の専門性向上に取り組むこと。
- ii) 政策の評価・分析など統計をより効果的に活用するための分析能力の向上を図ること。
- iii) 高度な統計分析の能力獲得を恒常的に行うための仕組みや、研修内容の充実を図ること（例えば、留学制度の活用、比較的若い研究者を任期付きの常勤又は出勤日数の高い非常勤として招へいすることなどを通じた職員との共同研究の実施、研修内容への大学及び大学院の講義の活用など。）。
- iv) 他府省や研究者からの参加や研究成果の公表が差し支えないと考えられるシンポジウム、セミナー、研究会などの研究集会に関する開催情報・研究成果等については、ホームページを活用するなどして広く情報共有を図るとともに、研究集会に他府省の職員や一般の研究者が参加する機会を可能な限り提供し、相互の交流の促進を図ること。

イ 平成 22 年度において講じられた措置

- 中核的職員の育成・確保に当たっては、各府省で対応は異なるものの、おおむね、統計調査の実務や統計の分析業務等を内容とする各種研修、統計の利用部局と作成部局間の人事異動、他府省の統計関係課との人事交流といった取組が引き続き行われている。これに加えて、平成 22 年度は、人事評価制度において、統計の専門性の向上に関連する事項を目標に設定することを促す措置が取られるとともに、一部の府省では、専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計研修や人材の育成方策等に関する諸外国の事例調査が行われた。また、政府横断的な研修機能として、総務省統計研修所においてニーズに応じた研修内容の充実が図られ、さらに、学会での発表や大学の研究者等との共同研究の実施、大学のセミナーや公開講義等への職員の参加を行った府省も見られる。
- 国際社会において貢献できる人材の育成・確保についても、各府省で取組は異なるが、引き続き、国際統計研修への派遣、国際会議への出席、国際機関や開発途上国等への専門家派遣、国際プロジェクトへの参加等が実施されている。
- 学会等との連携に関しては、各府省が、統計の作成方法に関する調査や研究・開発の実施等に当たって、検討会や研究会等を設け、外部有識者の意見を伺うとともに、検討結果はインターネット等で公開することにより情報の共有が図られている。また、一部の府省では、大学等からの講師の招へいや大学等への職員の講師派遣、大学の研究者等を非常勤職員として迎える等の取組が行われており、大学との連携の強化が図られている。

ウ 施策の推進に当たっての留意事項

i) 専門性の高い人材の育成・確保に向けた研究

- 統計職員の育成に関しては、従来からの OJT や研修の実施、人事交流の推進に加え、新たに人事評価制度の活用を図っていることは評価できる。
しかし、専門性の高い人材の育成・確保に資するための専門能力の目標設定、能力獲得のための支援方策等についての研究は、各府省が平成 22 年度から着手したところであり、諸外国の状況に関する知見が得られたという段階にある。諸外国と我が国ではキャリアパス等も異なることから、参考にできるところは参考にしつつ、研究成果が各府省における具体的な人材育成方策等に結びつくよう、研究を推進することが望まれる。

ii) 国際社会において貢献できる人材の育成（戦略的な国際対応力の向上）

- 我が国は分散型の統計機構であることから、府省を越えた全体としての国際対応状況の把握は非常に重要である。
統計基準の設定・改定等の国際的な課題については、総務省が平成 21 年度から設置している「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を通じて情報共有・情報交換を行うとともに、一層積極的に国際的動向を把握した上で、各府省が専門的かつ重要な統計について個々の分野に対応していくような取組が必要である。

iii) 学会等との連携強化

- 統計の中核を担う人材の育成を図る観点から、各府省において大学等からの講師の招へいや職員の大学等への講師派遣、研究者の非常勤職員としての招へい等の連携が行われてきていることは評価できる。
しかし、高度な専門能力の獲得のためには、内部の研修のみでは必ずしも十分とは言えないことから、各府省においては、統計研修所の研修の積極的な活用を図る

とともに、留学制度や自己啓発等休業制度の活用、研修内容への大学及び大学院の講義等の活用等についても検討することが望まれる。

⑦ 行政記録情報等の活用

ア 経緯等

「平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」において、「行政記録情報等の活用の推進について、(統計委員会において) 更に調査研究を進める」とされたことを踏まえ、各府省におけるこれまでの取組状況と今後の検討課題等について整理する。

イ 基本計画における取組の方向性と実績

○ 行政記録情報等の活用の目的は、法第 29 条の規定等を踏まえると、基本的には「正確かつ効率的な統計の作成」や「統計調査における被調査者の負担の軽減」に資することであると考えられる。

(参考) 法第 29 条

「行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。(以下略)」

○ 行政記録情報等の活用の類型は大別すると以下の 3 つに区分される。

- ・ 統計の作成 (業務統計の作成)
- ・ 母集団情報 (母集団名簿の整備を含む)
- ・ 統計調査の調査事項の代替、精度の検証等

○ これらのうち、「・統計の作成 (業務統計の作成)」については、行政記録情報を保有する行政機関が、所掌業務の実施に必要なデータを得るために統計を作成しているものであり、その実績は以下のとおりである。

(表 3) 業務統計の作成状況

(平成 22 年 12 月現在)

府省等	件数	府省等	件数
人事院	4	厚生労働省	16
公正取引委員会	1	農林水産省	16
警察庁	2	(林野庁)	(2)
総務省	18	(水産庁)	(2)
(公害等調整委員会)	(1)	経済産業省	5
(消防庁)	(2)	(資源エネルギー庁)	(4)
法務省	12	(特許庁)	(1)
外務省	4	国土交通省	14
財務省	8	(海上保安庁)	(1)
(国税庁)	(3)	環境省	5
文部科学省	4	合計	109

(注) 本表は、各府省の報告に基づき、行政記録情報等を用いて経常的に作成・公表されている統計を、平成 22 年 12 月現在で、取りまとめたものである (別表 1 参照)。

○ 基本計画において指摘されている取組は、専ら「・母集団情報 (母集団名簿の整備を含む)」及び「・統計調査の調査事項の代替、精度の検証等」に関するものである。指摘事項は、大別すると、整備しようとする母集団名簿や対象となる統計調査等の特

定し、行政記録情報等の活用を求めているもの（個別指摘事項）と、調査の企画・立案等に際して行政記録情報等の活用可能性に関する検討を求めているもの（行政記録情報等の調査の原則化）に区分できる。

○ また、行政記録情報を直接使用することが困難な事情がある場合に、保有機関が特別集計（オーダーメイド集計）して提供する方式の活用や行政記録情報等の活用を円滑に推進するための環境整備に取り組むことについても指摘されている。

○ これらの取組の実績は以下のとおりである。

i) 個別指摘事項の推進

<活用する行政記録情報等が具体的に特定されているもの>

経済センサスー活動調査の母集団情報整備に労働保険及び雇用保険適用事業所情報を活用するものなど 16 事項（別表 2 参照）。

<活用する行政記録情報等が具体的に特定されていないもの>

SNA の雇用者報酬の中の「中央政府」分の推計に行政記録情報を活用するものなど 10 事項（別表 3 参照）。

ii) 行政記録情報等の活用の推進（行政記録情報等の調査の原則化）

<各府省の調査の企画・立案時における対応>

○ 平成 21 年度実績

- ・ 畜産統計調査及び農業経営統計調査に「牛個体識別全国データベース」を活用。**【農林水産省】**

○ 平成 22 年度実績

- ・ 平成 22 年国勢調査の精度確保のため住民基本台帳等を活用。**【総務省】**
- ・ 平成 22 年 10 月から自動車輸送統計調査に行政記録情報を活用。**【国土交通省】**

<総務大臣による統計調査の承認時、統計委員会による基幹統計調査の審議時の確認>

○ 平成 21 年度実績

- ・ 基幹統計調査
港湾調査（輸出入申告情報等）**【国土交通省】**
- ・ 一般統計調査
国際航空貨物動態調査（輸出入申告情報）**【国土交通省】**

○ 平成 22 年度実績

- ・ 行政記録情報等の更なる活用に向けて検討を実施。

iii) 行政記録情報等の保有機関による特別集計（オーダーメイド集計）の活用

○ 平成 21 年度実績

- ・ 経済センサスー活動調査における個票審査の基準値に税務データの特別集計（オーダーメイド集計）を活用することについて検討。**【財務省、経済産業省、総務省】**

○ 平成 22 年度実績

- ・ 統計調査と税務データとでは被調査者（申告者）の単位が異なることや、同一の用語が使用されていても、その用語の定義・内容が異なること等の課題を確認。
- ・ 今後は、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等を踏まえつつ、その利用可能性について検討。**【財務省、経済産業省、総務省】**

iv) 行政記録情報等の活用に関する環境整備

○ 平成 21 年度実績

「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」で取り扱うこととした。

○ 平成 22 年度実績

行政記録情報等への活用に係る最新の状況を把握するため、

- ・ 行政記録情報等を用いて経常的に作成・公表されている統計（業務統計）の実態
- ・ 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査の事例
- ・ 行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の事例

について、各府省から情報収集を行い、平成 23 年 4 月 28 日開催の「第 3 回事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」において、その結果を報告した。

ウ 今後の検討課題

i) 個別指摘事項の推進

行政記録情報等の活用は、被調査者の負担軽減等に資するため、既に行政機関内で保有するデータ資源を有効に活用しようとするものであり、基本的には推進すべきものである。ただし、行政記録情報等の中には、その利用について法制度上の制約がかかっているものがあること、活用に当たってはそのための事務やコストが発生すること等には十分留意する必要がある。

行政記録情報等が活用されている事例についてみると、例えばビジネスレジスターの整備において活用されている商業・法人登記情報は、全面的に電子化されており、一般の閲覧に供されているものである。このような情報については、比較的容易に活用することができると考えられるが、行政記録情報等の中には、法律で利用目的が制限されているものや電子化等が完了していないものがあり、そのような情報については、保有機関と密接に連携して、その円滑な活用の可能性について検討を行う必要があるものと考えられる。

また、その活用について検討対象となっている行政記録情報等の中には、地方公共団体が保有しているものがある。これらについては、地方公共団体ごとに情報の記録の様式や方式が異なることがあり、国の統計調査において円滑に活用することが困難となっている事例が見られる。このような事例については、行政記録情報等を活用することによるメリット（被調査者（住民）の負担軽減等）を保有機関である地方公共団体に十分に説明しながら、円滑に活用するための方策について検討を行う必要があるものと考えられる。

ii) 行政記録情報等の活用の推進（行政記録情報等の調査の原則化）

行政機関の保有する行政記録情報等は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たに保有することとなるものがある一方で、保存期限の到来により廃棄されるもの等がある。また、保有する行政記録情報等の電子化等については、技術の進歩やコストの低減等により予想を超えて進展する可能性がある。このため、活用可能な行政記録情報等については、過度の事務負担が発生しないことに留意しつつ、できる限り新しい時点の実態に即した検討が行われることが望ましいと考えられる。

統計調査を企画・立案するに当たって、活用できる行政記録情報等の有無及び活用の効果等に関し、各府省並びに総務省政策統括官（統計基準担当）及び統計委員会において漏れなく調査・検討等することとしている現行の仕組みは、行政記録情報等の活用を推進する上で合理的・効果的な手法であると考えられ、引き続き推進することが適切であると考えられる。

iii) 行政記録情報等の保有機関による特別集計（オーダーメイド集計）の活用

統計調査結果の精度を検証等するための手段として特別に集計した行政記録情報等を活用することは、被調査者が特定されるリスクを回避しながら既存のデータ資源を有効に活用しようとするものであり妥当な対応であると考えられる。引き続き、特別に集計した行政記録情報等の活用が可能な分野等について検討を進めることが必要であると考えられる。

iv) 行政記録情報等の活用に関する環境整備

行政記録情報等の活用については、国民感情や企業の情報管理に対する意識へのきめの細かい配慮が必要である。この点については、政府部内において、具体的事例に即しつつ、更に検討を進めることが必要であると考えられる。

ビジネスレジスターにおける行政記録情報等の活用

1 ビジネスレジスターの役割

ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）は、国内の全ての事業所・企業の所在地、従業者数、産業（事業内容）等をデータベース化し、事業所・企業関係の統計調査の基盤として母集団情報の提供等を行うものである。

2 ビジネスレジスターと経済センサス

ビジネスレジスターは、基本的には、5年周期で実施される経済センサスー基礎調査及び経済センサスー活動調査に基づきデータの更新等が行われる。両調査はいずれも国内の全ての事業所・企業を対象に所在地、従業者数、事業内容等（注）を把握する全数調査である。

	第1回	第2回
経済センサスー基礎調査	平成21年7月	平成26年7月（予定）
経済センサスー活動調査	平成24年2月	平成28年（予定）

（注）経済センサスー活動調査は売上高等の経理事項も調査する。

3 ビジネスレジスターにおける行政記録情報等を活用した母集団名簿の整備

事業所・企業の新設・改廃という事象は日々発生するものの、経済センサスは5年に2回の周期で実施するため、精度の高い母集団情報をユーザーに提供するためには、適時・適切にデータを更新することが必要となる。

このような更新作業の一環で、ビジネスレジスターを所管している総務省（統計局）は、法務省の協力を得て、商業・法人登記データの情報を定期的に入手してデータの更新を図っている（平成21年7月分から毎月）。

さらに、総務省では、個人企業関係のデータ更新をするため、厚生労働省の協力を得て、労働保険情報を用いてデータの更新を実施する方向で検討を進めている（その他、民間情報等の収録も検討中）。

4 ビジネスレジスターの整備スケジュール

平成23年3月 整備方針（総務大臣決定）
 平成23年度中 運用管理規程の作成
 平成24年4月～ 試験運用
 平成25年1月～ 本格運用

5 ビジネスレジスターの活用がもたらす効果

- 正確な統計の作成
 経理項目を収録して年次の母集団情報を提供すること等により、精度の高い標本設計等が可能となる。
- 被調査者の負担軽減
 名簿に調査履歴情報を付することにより、特定の調査客体に過度の負担が発生することを回避することが可能となる。
- 各種統計調査を連結した集計・分析
 共通事業所・企業コードの提供により、各種統計調査の結果を連結した集計・分析等が可能となる。

(別表1) 行政記録情報等を用いて、経常的に作成・公表されている統計(業務統計)の実態

作成・公表されている業務統計			作成周期	左記の業務統計を作成するために活用されている行政記録情報等の内容・根拠
統計の名称	作成機関・部局課名			
国家公務員死因調査	人事院	職員福祉局職員福祉課	3年	・国家公務員法第17条に基づき、各府省から提出されたデータ
国家公務員災害補償統計	人事院	職員福祉局補償課	年	・国家公務員災害補償法第2条第4号及び人事院規則16-4第30条の規定に基づき、各実施機関(各府省等)から提出された報告
一般職の国家公務員の任用状況調査	人事院	人材局企画課	年	・国家公務員法第17条に基づき、各府省から提出された報告
国家公務員給与等実態調査	人事院	給与局給与第一課	年	・国家公務員法第17条の規定に基づき、各府省から提出されるデータ
生産・出荷集中度調査	公正取引委員会	事務総局経済取引局総務課経済調査室	隔年	・独占禁止法第27条の2に基づき行う生産・出荷集中度調査により得られる情報
犯罪統計	警察庁	刑事局刑事企画課	月、年	・犯罪統計規則(昭和40年国家公安委員会規則第4号)
道路の交通に関する統計	警察庁	交通局交通企画課	月、年	・犯罪統計規則(昭和40年国家公安委員会規則第4号)
恩給統計	総務省	人事・恩給局恩給業務課	年	・恩給等受給者データベース
都道府県知事裁定恩給に関する統計	総務省	人事・恩給局恩給業務課	年	・地方自治法第245条の4
一般職国家公務員在職状況統計表(人事統計報告)	総務省	人事・恩給局参事官	年2回	・国家公務員法第20条(統計報告)
住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査	総務省	自治行政局住民制度課	年	・住民基本台帳(住民基本台帳法第37条)
行政投資実績<都道府県別行政投資実績報告書>	総務省	自治行政局地域振興室	年	・「決算書」(地方自治法第233条)
地方公務員共済組合等事業年報	総務省	自治行政局公務員部福利課	年	・貸借対照表及び損益計算書(地方公務員等共済組合法第22条第2項) ・事業報告書(地方公務員等共済組合法施行規程第167条第2項及び第3項)

作成・公表されている業務統計			作成周期	左記の業務統計を作成するために活用されている行政記録情報等の内容・根拠
統計の名称	作成機関・部局課名			
地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調	総務省	自治行政局選挙部管理課	年	・公職選挙法（第5条の3）
選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数	総務省	自治行政局選挙部管理課	年	
地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了に関する調	総務省	自治行政局選挙部管理課	年	
地方選挙結果調	総務省	自治行政局選挙部管理課	不定期	
衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査結果調	総務省	自治行政局選挙部管理課	不定期	
参議院議員通常選挙結果調	総務省	自治行政局選挙部管理課	3年	
地方財政状況調査	総務省	自治財政局財務調査課	年	・地方公共団体の決算（地方自治法第252条の17の5）
公共施設状況調査	総務省	自治財政局財務調査課	年	・地方公共団体の施設の数（地方自治法第252条の17の5）
住民基本台帳人口移動報告	総務省	統計局統計調査部国勢統計課	月	・住民基本台帳法第37条（資料の提供）
公害苦情調査	公害等調整委員会	事務局総務課	年	・公害紛争処理法第49条の2
火災統計	消防庁	防災情報室	四半期、年	・消防組織法第22条
消防年報	消防庁	防災情報室	年	・業務遂行上得られた消防関連の情報をとりまとめたもの
訟務事件統計	法務省	大臣官房訟務企画課	月、年	・訟務統計要領（平成12年3月29日法務省訟総第291号訟務局長通達）
登記統計	法務省	大臣官房司法法制部司法法制課	月、年	・登記統計規程（平成20年12月15日付け法務省司司訓第1201号）に基づく登記事件の報告表又は調査票
検察統計	法務省	大臣官房司法法制部司法法制課	月、年	・刑事統計調査規程（平成3年12月2日法務省司司訓第502号）に基づく報告表及び調査票
婦人補導統計	法務省	大臣官房司法法制部司法法制課	月、年	・婦人補導院月表調査規程（平成12年12月28日法務省司司訓第1195号）に基づく報告表
矯正統計	法務省	大臣官房司法法制部司法法制課	月、年	・矯正統計調査規程（平成13年3月30日法務省司司訓第332号）に基づく報告表及び調査票
少年矯正統計	法務省	大臣官房司法法制部司法法制課	月、年	・少年矯正統計調査規程（平成5年法務省司司訓第700号）に基づく報告表・調査票
保護統計	法務省	大臣官房司法法制部司法法制課	月、年	・保護統計調査規程（平成20年7月29日法務省司司訓第735号）に基づく更生保護に関する調査票又は報告表

作成・公表されている業務統計			作成周期	左記の業務統計を作成するために活用されている行政記録情報等の内容・根拠
統計の名称	作成機関・部局課名			
戸籍統計	法務省	民事局民事第一課	年	・戸籍事件表（昭和23年4月20日法務庁民事甲第1049号民事局長通達）
供託統計	法務省	民事局商事課	年	・年計表（供託事務取扱手続準則第95条）
人権侵犯事件統計	法務省	人権擁護局調査救済課	月、年	・人権侵犯事件統計報告要領（平成12年12月11日権調第679号人権擁護局長通達）
出入国管理統計	法務省	入国管理局総務課出入国情報管理室	月、年	・出入国管理に関する統計資料の集計報告に関する件（昭和27年10月2日付け管総合第149号入国管理局長発）
登録外国人統計	法務省	入国管理局総務課出入国情報管理室	年	・外国人登録事務取扱要領・特別永住事務取扱要領 第20 定期報告（外国人登録国籍別人員調査表）
海外在留邦人数調査統計	外務省	領事局政策課	年	・在留届データ（旅券法第16条）
海外邦人援護統計	外務省	領事局海外邦人安全課	年	・海外邦人援護報告書
旅券統計	外務省	領事局旅券課	年	・旅券発行数（旅券法）
査証発給統計	外務省	領事局外国人課	年	・在外公館で取り扱った査証発給件数
財政統計	財務省	主計局調査課	年	・財務省組織令第27条
貿易統計	財務省	関税局調査課	月	・関税法第102条
特殊貿易統計	財務省	関税局調査課	月	・関税法第102条
船舶・航空機統計	財務省	関税局調査課	月	・関税法第102条
国有財産統計	財務省	理財局管理課国有財産情報室	年	・財務省組織令第54条、財務省組織規則第31条
税務統計	国税庁	長官官房企画課	年	・財務省組織令第89条、財務省組織規則第387条
会社標本調査	国税庁	長官官房企画課	年	・財務省組織令第89条、財務省組織規則第387条
申告所得税標本調査	国税庁	長官官房企画課	年	・財務省組織令第89条、財務省組織規則第387条

作成・公表されている業務統計			作成周期	左記の業務統計を作成するために活用されている行政記録情報等の内容・根拠
統計の名称	作成機関・部局課名			
公立学校施設実態調査	文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設助成課	年	<ul style="list-style-type: none"> ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項に基づき地方公共団体からなされた報告
教育職員に係る係争中の争訟事件等の調査	文部科学省	初等中等教育局初等中等教育企画課	年	
教職員の組織する職員団体の実態調査	文部科学省	初等中等教育局初等中等教育企画課	年	
日本語指導が必要な外国人児童・生徒の受入状況等に関する調査	文部科学省	初等中等教育局国際教育課	年	
食中毒統計調査	厚生労働省	医薬食品局食品安全部監視安全課	年	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒事件調査結果報告書（根拠規定：食品衛生法第58条、施行令第37条、施行規則第76条）
定期健康診断結果報告	厚生労働省	労働基準局安全衛生部労働衛生課	年	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断結果報告書（労働安全衛生規則第52条）
労働災害発生状況	厚生労働省	労働基準局安全衛生部安全課	月	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者死傷病報告（労働安全衛生規則第97条）、死亡災害報告、重大災害報告、労災保険給付データ
労災保険事業月報	厚生労働省	労働基準局労災補償部労災保険業務室	月	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県労働局で取り扱った、各種保険給付に関するデータ
労働者災害補償保険事業年報	厚生労働省	労働基準局労災補償部労災保険業務室	年	
労働保険の適用徴収の状況	厚生労働省	労働基準局労働保険徴収課	月、年	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県労働局で取り扱った、労働保険の適用徴収業務に関するデータ
一般職業紹介状況（職業安定業務統計）	厚生労働省	職業安定局雇用政策課	月	<ul style="list-style-type: none"> ・労働力の需給に関する調査等（職業安定法第14条）
雇用保険事業月報	厚生労働省	職業安定局雇用保険課	月	<ul style="list-style-type: none"> ・「雇用保険に関する各種届出」、「雇用保険法」並びに「雇用保険法施行規則」
家内労働概況調査	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課	年	<ul style="list-style-type: none"> ・委託状況届（家内労働法第26条）
無料低額診療事業等に係る実施状況の報告	厚生労働省	社会・援護局総務課	年	<ul style="list-style-type: none"> ・無料低額診療事業実施の実施に関する届出等（社会福祉法第69条等）
介護保険事業状況報告調査	厚生労働省	老健局介護保険計画課	月、年	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第197条の2に基づき地方公共団体からなされた報告
国民健康保険事業月報等	厚生労働省	保険局調査課	月、年	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法第106条及び第107条に基づき市区町村、国保組合からなされた報告

作成・公表されている業務統計				左記の業務統計を作成するために活用されている行政記録情報等の内容・根拠
統計の名称	作成機関・部局課名		作成周期	
国民健康保険実態調査	厚生労働省	保険局調査課	年	・国民健康保険法第106条に基づき市区町村、国保組合からなされた報告
国民年金被保険者実態調査	厚生労働省	年金局事業企画課調査室	3年	・国民年金被保険者ファイル ・市区町村民税課税台帳 ・国民健康保険料(税)賦課台帳
社会保険事業統計	厚生労働省	年金局事業企画課調査室	月、年	・年金の適用・給付情報
業態別・規模別適用状況調	厚生労働省	年金局事業企画課調査室	年	・厚生年金保険の適用情報
食糧統計年報	農林水産省	総合食料局食糧部計画課	年	・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条に基づく報告
特産果樹生産動態等調査	農林水産省	生産局生産流通振興課	年	・果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第6条に基づき地方公共団体からなされた報告
農業経営改善計画の認定状況	農林水産省	経営局経営政策課	四半期	・農業経営改善計画(基盤強化法第12条第1項)の認定状況
農業協同組合等現在数統計	農林水産省	経営局協同組織課	年	・農林水産省及び都道府県が作成する農業協同組合等の名簿
農作物共済統計表	農林水産省	経営局保険課	年	・農作物共済引受要綱(昭和47年1月31日 47農経B第209号、農林水産省経済局長通知) ・農作物共済損害評価要綱(昭和47年3月23日 47農経B第466号、農林水産省経済局長通知)
家畜共済統計表	農林水産省	経営局保険課	年	・家畜共済の事務取扱要領・事務処理要領(昭和61年3月31日 61農経B第804号、農林水産省経済局長通知)
果樹共済統計表	農林水産省	経営局保険課	年	・果樹共済引受要綱(昭和56年4月23日 56農経B第999号、農林水産省経済局長通知) ・果樹共済損害評価要綱(昭和48年11月27日 48農経B第2553号、農林水産省経済局長通知)
畑作物共済統計表	農林水産省	経営局保険課	年	・畑作物共済引受要綱(昭和54年4月3日 54農経B第933号、農林水産省経済局長通知) ・茶共済事務取扱要領(昭和56年11月11日 56農経B第3407号、農林水産省経済局長通知) ・畑作物共済損害評価要綱(昭和54年4月23日 54農経B第1018号、農林水産省経済局長通知)
園芸施設共済統計表	農林水産省	経営局保険課	年	・園芸施設共済事務取扱要領(昭和54年3月30日 54農経B第871号、農林水産省経済局長通知)
中山間地域等直接支払制度の実施状況	農林水産省	農村振興局農村政策部中山間地域振興課	年	・中山間地域等直接支払制度における協定(中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の2の集落協定及び個別協定)の認定状況

作成・公表されている業務統計			作成周期	左記の業務統計を作成するために活用されている行政記録情報等の内容・根拠
統計の名称	作成機関・部局課名			
獣医師の届出状況	農林水産省	消費・安全局畜水産安全管理課	2年	・獣医師法第22条の届出（獣医師法第22条）
飼育動物診療施設の開設届出状況（診療施設数）	農林水産省	消費・安全局畜水産安全管理課	年	・開設届（獣医療法第3条）
国有林野事業統計書	林野庁	国有林野部経営企画課	年	・各森林管理局より報告のあった「森林管理局事業統計」に基づき作成（国有林野管理経営規程 第23条）
森林国営保険事業統計書	林野庁	森林整備部研究・保全課	年	・保険契約及び保険金の支払を完了したものについての集計
水産業協同組合年次報告	水産庁	漁政部水産経営課	年	・農林水産省及び都道府県が業務上入手する水産業協同組合に関する情報
水産業協同組合統計表	水産庁	漁政部水産経営課	年	・農林水産省及び都道府県が業務上入手する水産業協同組合に関する情報
電力調査統計	資源エネルギー庁	電力・ガス事業部電力市場整備課	月	・発受電月報（電気関係報告規則第2条）
石油備蓄の現況	資源エネルギー庁	資源・燃料部石油精製備蓄課	月	・生産量等の届出（石油の備蓄の確保等に関する法律第26条）
LPガス備蓄の現況	資源エネルギー庁	資源・燃料部石油流通課	月	・基準備蓄量等届出書（石油の備蓄の確保等に関する法律第10条第1項及び第26条） ・石油ガス備蓄状況届出書（石油の備蓄の確保等に関する法律第26条） ・国家備蓄石油ガスの数量報告（国家備蓄石油ガス管理等事業に関する委託契約書第5条）
電気保安統計	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院電力安全課	年	・電気保安年報（電気関係報告規則第2条） ・電気関係事故報告（電気関係報告規則第3条）
特許行政年次報告書（統計・資料編）	特許庁	総務部企画調査課	年	・特許行政年次報告書 特許法第36条（特許出願）／特許法施行規則第23条（願書の様式）／特許法第27条（登録原簿への登録）／特許登録令 ・実用新案、意匠、商標にも同様の規定有り
倉庫統計	国土交通省	政策統括官付参事官（物流施設担当）	四半期	・倉庫業法第27条（報告及び検査）
倉庫事業経営指標	国土交通省	政策統括官付参事官（物流施設担当）	年	
建築物滅失統計調査	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報安全・調査課建設統計室	月	・建築基準法第15条（届出及び統計）
建設業務統計	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報安全・調査課建設統計室	年	-
道路統計調査	国土交通省	道路局企画課	年	・道路法第77条（道路に関する調査）
鉄道事業実績報告、軌道事業実績報告	国土交通省	鉄道局鉄道業務政策課	年	・鉄道事業法第55条（報告の徴収） ・鉄道事業等報告規則第2条（事業報告書及び鉄道事業実績報告書） ・軌道法施行規則第35条（事業報告書等の提出）

作成・公表されている業務統計			作成周期	左記の業務統計を作成するために活用されている行政記録情報等の内容・根拠
統計の名称	作成機関・部局課名			
自動車保有車両数	国土交通省	自動車交通局技術安全部自動車情報課	月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車登録ファイル、軽自動車検査ファイル、二輪自動車検査ファイル等 ・道路運送車両法
外航船舶運航実績報告	国土交通省	海事局外航課	月	<ul style="list-style-type: none"> ・海上運送法第24条（報告の徴収） ・船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第3条（運航実績等の報告）
輸送実績報告書	国土交通省	海事局内航課	年	<ul style="list-style-type: none"> ・海上運送法第24条（報告の徴収） ・船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第3条（運航実績等の報告）
内航海運業事業概況報告書	国土交通省	海事局内航課	年	<ul style="list-style-type: none"> ・内航海運業法第26条（報告及び検査） ・内航海運業報告規則第3条（報告書の提出）
船用工業統計	国土交通省	海事局船舶産業課	月、年	<ul style="list-style-type: none"> ・造船法第10条（報告） ・造船法施行規則第5条（報告）
公共測量実態調査	国土交通省	国土地理院企画部測量指導課	2年	<ul style="list-style-type: none"> ・行政指導の基礎資料として調査を実施 ・参考 測量法
災害統計	国土交通省	河川局防災課	年	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害事業費国庫負担法第7条（災害復旧事業費の決定）
海上保安統計調査	海上保安庁	総務部政務課	年	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の海上保安業務活動（取締り、捜査、海難の調査、港長業務、情報提供等）において、収集される情報。
振動規制法施行状況調査	環境省	水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	年	<ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情調査（公害紛争処理法第49条の2） ・振動規制法
騒音規制法施行状況調査	環境省	水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	年	<ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情調査（公害紛争処理法第49条の2） ・騒音規制法
悪臭防止法施行状況調査	環境省	水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	年	<ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情調査（公害紛争処理法第49条の2） ・悪臭防止法
水質汚濁防止法等の施行状況調査	環境省	水・大気環境局水環境課	年	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法等
大気汚染防止法施行状況調査	環境省	水・大気環境局大気環境課	年	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく届出等

（注）本表は、各府省の報告に基づき、行政記録情報等を用いて経常的に作成・公表されている統計を、平成22年12月現在で、取りまとめたものである。

(別表2) 行政記録情報等の活用 (行政記録情報等が具体的に特定されているもの)

具体的な措置、方策等 (担当府省)	実施時期	検討状況又は進捗状況 (上段は平成21年度、下段は平成22年度)
○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的を実施する。(総務省)	平成21年度から実施する。	<p>(平成21年度)</p> <p>平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、平成21年11月から郵送による照会を四半期ごとに実施しており、平成22年度においても引き続き実施する予定。</p> <hr/> <p>(平成22年度)</p> <p>○ 平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、平成21年11月から郵送による照会を実施しており、平成22年度においても引き続き実施したところ。</p>
○ 厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届から事業所等の新設、廃止等を把握することについて検討する。(総務省)	平成22年から検討する。	<p>(平成21年度)</p> <p>○ 労働保険情報のサンプルデータを入手し、データ分析を実施。</p> <p>○ 平成22年度より、事業所母集団DBとの効率的な照合方法など、データの精査方法等について検討を行う予定。</p> <hr/> <p>(平成22年度)</p> <p>○ 雇用保険情報を含む労働保険情報の事業所母集団データベースへの活用について、厚生労働省と具体的な事務処理方法などを協議し、平成22年12月にデータの提供を受け、事業所母集団データベースとの照合などの分析を実施。</p> <p>また、受領したデータは、平成24年に実施する経済センサス-活動調査の名簿整備に活用。</p>
○ EDINET情報をビジネスレジスターに収納することを検討する。併せて、EDINET情報とビジネスレジスターの情報を法人企業統計に活用する具体的方策を検討する。(総務省・財務省)	平成21年度から検討する。	<p>(平成21年度)</p> <p>財務省、金融庁、総務省の3者において、法人企業統計調査及びEDINET情報の事業所母集団DBへの活用について検討を開始。引き続き、3者による検討を実施。</p> <hr/> <p>(平成22年度)</p> <p>○ EDINETについては、システム改修が予定されており、当該改修状況を考慮しながら、ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)への収納について、引き続き財務省、金融庁、総務省の3者による検討を実施。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 上記の検討結果を受けて、ビジネスレジスターの法人企業統計調査への活用を検討する予定。【財務省】</p>
○ 特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称及び所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。(総務省)	平成21年度から検討を開始し、速やかに実施する。	<p>(平成21年度)</p> <p>平成22年度は、産業財産権の企業出願人情報について、早急にサンプルデータの提供を依頼し、データ分析に着手する予定。</p> <hr/> <p>(平成22年度)</p> <p>○ 特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称・所在地のサンプルデータを受領し、検討を開始。</p>
○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)」(輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード)の照合を行うに当たり、費用対効	平成21年度から検討する。	<p>(平成21年度)</p> <p>平成22年度は、日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)について、早急にサンプルデータの提供を依頼し、データ分析に着手する予定。</p> <hr/> <p>(平成22年度)</p> <p>○ (財)日本貿易関係手続簡易化協会と協議を実施し、有用性等について検討。</p>

<p>果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。(総務省)</p>		
<p>○ 住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。(総務省)</p>	<p>平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。</p>	<p>(平成21年度) 結果表章の詳細化について、地方公共団体に対して説明を行い、住民基本台帳データの提供に関する理解を得たところであり、22年度から整備を図っていく予定。</p> <p>(平成22年度) ○ 新結果表作成のシステム開発を行い、平成22年2月に年齢別結果表を公表。市区町村別の結果表については平成23年4月に公表した。</p>
<p>○ 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」について、地方公共団体の意見も聞きつつ、以下の検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集計の充実（性・年齢各歳別人口、世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数、世帯主との続柄別人口、性・年齢別国籍移動数など） ・ 作成時期（現行は3月末）の見直し <p>(総務省)</p>	<p>平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。</p>	<p>(平成21年度) 基本計画に例示された調査項目や調査基準日の見直しについて、現在、都道府県に意見を照会しているところ。その結果を踏まえ、平成22年度はこれらの見直しについて具体的な検討を進め、できるだけ早期に結論を得る予定。</p> <p>(平成22年度) ○ 基本計画に例示された調査項目や調査基準日の見直しについて、都道府県への意見照会及び全省庁への影響調査（基準調査日）を実施。また、平成21年の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳の適用対象に外国人が加わることから、外国人住民に関する調査項目を追加することとした。今後は、意見照会や調査結果等を踏まえ、これらの見直しについて具体的な検討を進め、できるだけ早期に結論を得る予定。</p>
<p>○ 学校保健統計調査において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。(文部科学省)</p>	<p>平成22年中に結論を得る。</p>	<p>(平成21年度) 当該基本計画等で指摘されている事項に対応するため、省内に有識者からなる「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」を平成21年2月に設置しており、学校保健統計調査については、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策等について検討を行った。平成22年中に結論を得る予定。</p> <p>(平成22年度) ○ 学校保健統計調査に係る指摘事項を検討するため、学識経験者からなる検討会を設け、検討を行った。その結果、以下の理由により、掲げられた「心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じること」については困難との結論を得た。</p> <p>また、掲げられた事項以外の調査方法や調査票の改善については、都道府県教育委員会学校保健担当部局や財団法人日本学校保健会、関係学会等の意見を聴取する機会を設け、学校現場における対応能力も踏まえつつ、改正の必要性や実現可能性をさらに検討していくこととしている。</p> <p>① 学校保健統計調査は、学校保健安全法第13条に基づく学校保健安全法施行規則第6条各号に定める項目について行う健康診断（以下「健康診断」という。）及び同規則第11条に定める保健調査（保護者が記入する問診票。以下「問診票」という。）の結果をも</p>

		<p>とにした二次的調査として実施されるものである。</p> <p>したがって、学校保健統計調査の基礎となるデータは健康診断又は問診票のいずれかによって収集されたものに限られる。</p> <p>② 「心の健康」については、精神科医師による継続的な診断を必要とすることから、健康診断という時間的に限られた場だけでは判断できない。また、精神疾患に対しては社会的偏見が存在する現状を踏まえれば、自己申告という性格を持つ問診票の内容とすることにはなじまない。</p> <p>③ アレルギー疾患については、問診票において、「ぜん息」、「アトピー性皮膚炎」及び「食物・薬物アレルギー」に関して報告を求めるのが一般的である。</p> <p>このうち「ぜん息」及び「アトピー性皮膚炎」については、その症状が明白であるため、既に学校保健統計調査の対象としている。</p> <p>「食物・薬物アレルギー」の有無については、基本的に児童生徒の自己申告となるが、調査時点で必ずしも正確な診断がされているとは限らず、統計的な基礎データとするには信頼性を欠く可能性がある。</p> <p>④ 生活習慣病については、これに関連する項目として肥満傾向（身長・体重）及び尿糖を集計しているが、さらに項目を追加するには血液検査を実施する必要がある、実施に当たっては新たな費用負担が発生する。</p> <p>なお、高等学校までの年代であれば、血液検査で得られる情報は他の項目で十分代替できるとされる。</p> <p>⑤ 健康診断票をそのまま統計作成に利用するためには健康診断票の全国統一様式化が前提となる。</p> <p>健康診断票については、かつては学校保健法施行規則において様式が定められていたが、検査項目について各設置者の裁量を認めることとし、平成6年に同規則を改正して全国統一様式を定めないこととされた。</p> <p>このような経緯を踏まえれば、地方分権の一層の推進が求められる現時点において、再び全国統一様式に復することはできない。（なお、学校保健法は平成21年に改正され、学校保健安全法と改称された。）</p>
<p>○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報（委託加工など）を貿易統計に反映させることを検討する。（財務省）</p>	<p>平成21年度から検討する。</p>	<p>（平成21年度）</p> <p>業務統計としての貿易統計に求められる行政の効率化や貿易手続の円滑化という観点、国際貿易・物流関係者からの要請及び貿易統計の利用者ニーズ等を踏まえ、今後の貿易統計のあり方についての検討を開始している。</p> <p>平成21年度後半に政府統計の総合窓口（e-Stat）を用いて「貿易統計の改善に向けたアンケート」を実施しており、その結果を踏まえつつ、今後検討すべき論点の整理や、外部有識者（統計利用者及び行政記録情報の提供者等）からの意見聴取を含む検討を進展させていく予定。</p> <p>（平成22年度）</p> <p>○ 業務統計としての貿易統計に求められる行政の効率化や貿易手続の円滑化という観点、国際貿易・物流関係者からの要請及び貿易統計の利用者ニーズ等を踏まえ、今後の貿易統計のあり方についての検討を行っているところである。</p> <p>（平成21年度末に政府統計の総合窓口（e-Stat）を用いて「貿易統計の改善に向けたアンケート」を実施しており、その結果を踏まえつつ、今後検討すべき論点の整理や、外部有識者（統計利用者及び行政記録情報の提供者等）からの意見聴取を含む検討を進</p>

<p>○ 適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、登録外国人統計（在留外国人統計）及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実について検討する。（法務省）</p>	<p>平成25年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る。</p>	<p>展させていく予定。）</p> <p>（平成21年度） 21年度は特段の取組実績はなし。なお、今後平成25年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得るよう予定。</p> <p>（平成22年度） ○ 平成22年度は特段の取組実績はなし。なお、今後、平成25年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る予定。</p>
<p>○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。（厚生労働省）</p>	<p>平成23年調査の企画時期までに結論を得る。</p>	<p>（平成21年度） 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。 〔調査スケジュール〕 平成22年度 4月 調査企画開始 10月 医療施設調査・患者調査 調査票 社会保障審議会統計分科会審議（予定） 12月 統計委員会へ諮問、総務省へ承認申請 （予定） 平成23年度 調査の実施</p> <p>（平成22年度） ○ 平成23年調査の企画を行い、医療施設調査において「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。 ○ 平成22年12月17日に統計委員会へ諮問し、第25、28、29回人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年4月22日に統計委員会において答申が採択された。</p>
<p>○ 経済センサス-活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定）等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。（総務省）</p>	<p>平成23年度の経済センサス-活動調査における活用を平成21年度から検討する。</p>	<p>（平成21年度） 労働保険情報のサンプルデータを入手し、データ分析を実施。今後、事業所母集団DBとの効率的な照合方法など、データの精査方法等について検討を行う予定。</p> <p>（平成22年度） 雇用保険情報を含む労働保険情報の事業所母集団データベースへの活用について、厚生労働省と具体的な事務処理方法などを協議し、平成22年12月にデータの提供を受け、事業所母集団データベースとの照合などの分析を実施。 また受領したデータは、平成24年に実施する経済センサス-活動調査の名簿整備に活用。</p>
<p>○ 住民基本台帳データを活用して集計している住民基本台帳人口移動報告における表章の詳細化の必要性や個人が特定されないための表章方法等について地方公共団体に説明し、</p>	<p>平成21年度から具体的検討を開始する。</p>	<p>（平成21年度） 結果表章の詳細化について、地方公共団体に対して説明を行い、住民基本台帳データの提供に関する理解を得たところであり、22年度から整備を図っていく予定。</p> <p>（平成22年度） ○ 新結果表作成のシステム開発を行い、平成22年2月に年齢別結果表を公表。市区町村別の結果表については平成23年4月に公表した。</p>

<p>現行よりも詳細なデータの提供についての了解を得た上で、必要なデータの活用について早期の実現を図る。(総務省)</p>		
<p>○ 法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現に向けて、集計システムの改修等技術的課題等を検討する。(財務省)</p>	<p>平成21年度から具体的検討を行う。</p>	<p>(平成21年度) 財務省、金融庁、総務省の3者において、法人企業統計調査及びEDINET情報の事業所母集団データベースへの活用について、検討を開始。引き続き、3者による検討を実施。</p> <p>(平成22年度) ○ ビジネスレジスターに収納されたEDINET情報を法人企業統計調査に活用する方策について、総務省、財務省、金融庁の3者による検討を実施。</p>
<p>○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。(財務省、経済産業省等)</p>	<p>平成21年度から具体的検討を行う。</p>	<p>(平成21年度) 財務省、国税庁及び経済産業省間において、経済センサス-活動調査における個票審査の基準値としての、税務データのオーダーメイド集計による集計表の利用可能性を検証するため、平成21年度から税務データのオーダーメイド集計による集計表と既存統計データの比較可能性について検討することとし、平成21年度から具体的なオーダーメイド集計の手法について検討を進めているところ。</p> <p>(平成22年度) ○ 税務データのオーダーメイド集計の形態による集計表については、平成21年度において、財務省、国税庁及び経済産業省間で、経済センサス-活動調査の個票審査の基準値や個票欠測値の推計値としての利用可能性を検討してきたところであり、統計調査(経済センサス-活動調査を含む。)と税務データとでは、被調査者(申告者)の単位が異なることや、同一の用語が使用されていても、その用語の定義内容が異なること等の課題が確認された。</p> <p>その後、これらの課題を解消した上で、個票審査の基準値や個票欠測値の推計値としての集計表の有用性を検証するためには、相当な時間を要するため、平成24年2月実施の経済センサス-活動調査への活用は困難と判断するに至った。</p> <p>今後は、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等を踏まえつつ、改めて集計表の利用可能性について、引き続き3省庁間で十分な準備期間をもって検討を重ねていく必要があると考えている。【財務省及び経済産業省】</p>
<p>○ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。(関係府省(農林水産省、国土交通省、</p>	<p>統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。</p>	<p>(平成21年度) ○ 次回(平成23年実施予定)調査の企画に際して行政記録の活用も検討することとしている。(企画案については平成22年4月以降検討する予定。)【厚生労働省】</p> <p>○ 2008年漁業センサス(平成20年11月実施)において一部地域で試行を行った結果を踏まえ、2013年漁業センサスの実施に係る統計委員会(平成24年度予定)で、2008年調査の課題等を整理・検討し、2013年調査の対応方向を報告予定。【農林水産省】</p> <p>○ 土地基本調査については、平成22年度より検討会を設置して次回調査に向けた調査設計を行う予定であり、昨年度の予算要求において、必要経費を要求したところである。固定資産課税台帳データの活用方法については、当該検討会に総務省等の関係者の参画を得て、活用面の課題解決に向けた検討を行うこととしている。【国土交通省】</p>

厚生労働省等))		<p>(平成22年度)</p> <p>○ 平成23年調査の企画を行い、医療施設調査において「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。</p> <p>○ 平成22年12月17日に統計委員会へ諮問し、第25、28、29回人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年4月22日に統計委員会において答申が採択された。【以上厚生労働省】</p> <p>○ 2008年漁業センサス(平成20年11月実施)において一部地域で試行を行った結果を踏まえ、2008年調査の課題等を整理・検討し、2013年漁業センサスの実施に係る統計委員会(平成24年度予定)で、2013年調査の対応方向を報告予定。【農林水産省】</p> <p>○ 法人土地基本調査については、「土地基本調査検討会」を設置して次回調査に向けた調査設計を行っており、固定資産税課税台帳データに限らず、広く行政記録情報の活用の可能性について検討している。【国土交通省】</p>
----------	--	---

(別表3) 行政記録情報等の活用(行政記録情報等が具体的に特定されていないもの)

具体的な措置、方策等(担当府省)	実施時期	検討状況又は進捗状況(上段は平成21年度、下段は平成22年度)
○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。(内閣府)	平成25年度までに結論を得る。	<p>(平成21年度)</p> <p>米国等における推計方法について調査を行い、分配面からの四半期推計について検討を開始したところである。今後も営業余剰の推計方法等の課題についてさらに検討を深め、平成25年度までに結論を得る予定である。</p> <p>(平成22年度)</p> <p>○ 分配面からの四半期別推計については、欧米諸国における推計方法等の研究を行うとともに、我が国における推計可能性について検討を実施している。今後、所得面における営業余剰の推計等の課題について引き続き検討を進めていく予定である。</p>
○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物ストック全体を推計する加工統計を整備する。(国土交通省)	平成21年度から実施する。	<p>(平成21年度)</p> <p>建築物ストック統計検討委員会を設置し、建築物ストック統計の作成方法について検討を行い、推計値の算出について試算を行った。</p> <p>住宅・土地統計調査、法人建物調査、建築着工統計、固定資産の価格等の概要調書等から建築物のストック全体を推計する方法を検討した。</p> <p>(平成22年度)</p> <p>○ 平成21年度に取りまとめた建築物ストック統計検討会報告書及び報告書に基づいて試算した平成22年1月1日現在の建築物ストック統計の試算値の公表を行った。</p> <p>引き続き、本統計の推計値(平成22年1月1日現在)の算出とその公表に向けて、作業を進めている。</p>
○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齢プロファイル(経齡的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間デー	平成17年基準改定時に実施する。	<p>(平成21年度)</p> <p>民間企業投資・除却調査を調査結果を蓄積させてきたところであり、引き続き、資産別経齡プロファイルの推計に向けてさらに検討を行う予定である。</p> <p>(平成22年度)</p> <p>○ 民間企業投資・除却調査結果の蓄積に基づき資産別経齡プロファイルの推計の検討を行っており、平成23年末公表予定の平成17年基準改定における実施に向け作業中である。</p>

<p>タなどの活用を含め調査研究を実施する。(内閣府)</p>		
<p>○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。(総務省・特許庁)</p>	<p>平成23年度までに結論を得る。</p>	<p>(平成21年度) ビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報の照合状況を踏まえ協議を開始予定。併せて、窓口府省についても検討予定。</p> <p>(平成22年度) ○ ビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報の照合状況を踏まえ協議を開始。その結果を踏まえて、平成23年度は未照合情報に対する対応について協議を開始予定。併せて、窓口府省についても検討予定。協議開始に向けて、平成23年3月に照合状況等について打合せを実施。【総務省(統計局)及び特許庁】 ○ 総務省に対し、ビジネスレジスターの企業情報と照合するための産業財産権の出願人情報に関する基礎的な情報を説明するとともに、提供可能なデータ内容・照合方法等に関する具体的な提案を特許庁より行った。【特許庁】</p>
<p>○ 平成27年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5年から6年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの速やかな構築に向けて必要な取組等を検討する。(総務省・経済産業省)</p>	<p>平成24年度までに結論を得る。</p>	<p>(平成21年度) ○ 上記の照合状況及び財務データの活用に関する検討結果を踏まえ、必要な取組等について検討予定。併せて、窓口府省についても検討予定。【総務省】 ○ 企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの構築に向けた取組について、平成22年度以降総務省と協力し、具体的課題について検討を開始する予定。【経済産業省】</p> <p>(平成22年度) ○ 上記の照合状況及び財務データの活用に関する検討結果を踏まえ、必要な取組等について検討予定。併せて、窓口府省についても検討予定。【総務省(統計局)】 ○ 企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの構築に向けて必要な取組等について検討を行った。【経済産業省】</p>
<p>○ 調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について事前に調査・検討する。(各府省)</p>	<p>平成21年度から実施する。</p>	<p>(平成21年度) ○ 職種別民間給与実態調査等の母集団事業所名簿の作成に当たって、事業所・企業統計調査(総務省)を活用している。【人事院】 ○ 国勢調査の調査票の記入内容の補完方法として、住民基本台帳等の行政記録の活用を検討し、市町村の審査段階における有効な精度確保方策として、これを活用することとしたところ。【総務省】 ○ 平成21年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績なし。【文部科学省】 ○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】 ○ 新統計法に基づき、総務省申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を促しているが、行政記録を活用できる調査がほとんどない。なお、平成21年度総務省申請を行った調査における行政記録情報等の活用実績としては、「畜産統計調査、農業経営調査：牛個体識別全国データベース」の利用があったところ。【農林水産省】 ○ 財務省、国税庁及び経済産業省間において、経済センサス-活動調査における個票審査の基準値としての、税務データのオーダ</p>

		<p>一メード集計による集計表の利用可能性を検証するため、平成21年度から税務データのオーダーメード集計による集計表と既存統計データの比較可能性について検討することとし、具体的なオーダーメード集計の手法について検討を進めているところ。【経済産業省】</p> <p>○ 港湾統計調査について見直しを行い、平成22年1月から行政記録情報を活用している。また、自動車輸送統計調査についても見直しを行い、平成22年10月から行政記録情報を活用し、統計作成を行っていくこととしている。その他の統計調査についても、行政記録情報等の利用範囲の拡大等について検討を実施している。【国土交通省】</p> <p>○ 駐留軍関係離職者に対し、防衛大臣が講ずる特別の措置（離職前職業訓練）に係る統計調査であり、極めて特殊で限定的でもあり、計画時において検討を行ったが、活用できる行政記録情報等は存在しなかった。【防衛省】</p> <p>〔他府省では特段の取組実績はない（調査計画の策定予定がないため等）〕</p> <p>（平成22年度）</p> <p>○ 平成22年国勢調査の調査票の記入内容の補完方法として、住民基本台帳等の行政記録の活用を検討し、市町村の審査段階における有効な精度確保方策として活用。【総務省（統計局）】</p> <p>○ 平成22年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績なし。【文部科学省】</p> <p>○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の実施に係る承認申請の際に、事前に省内において、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】</p> <p>○ 総務省への統計調査の実施に係る承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行っている。【農林水産省】</p> <p>○ 総務省への統計調査の実施に係る承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行っている。【経済産業省】</p> <p>○ 自動車輸送統計調査について一部見直しを行い、平成22年10月から行政記録情報を活用し、統計作成を行った。【国土交通省】</p>
<p>○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。（各府省）</p>	<p>平成21年度から実施する。</p>	<p>（平成21年度）</p> <p>○ 総務大臣による統計調査の承認の審査に当たって、行政記録情報等に係る事前調査内容を確認した結果、行政記録情報により作成可能であるとして、1調査票が廃止された。（水害統計調査の公共土木施設（補助事業）調査票）</p> <p>また、統計調査の承認時に、今後の課題として指摘をした事例は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 港湾調査（輸出入申告情報等） ② 国際航空貨物動態調査（輸出入申告情報） ③ バルク貨物流動調査（輸出入申告情報） ④ 消費生活協同組合（連合会）実態調査（消費生活協同組合（連合会）の決算書類） ⑤ 地域児童福祉事業等調査（認可外保育施設の運営状況報告（年次報告）） ⑥ 農業協同組合及び同連合会一斉調査（農協等の業務報告書） <p>【総務省】</p> <p>○ 基幹統計調査の審議ごとに、統計作成に利用可能な行政記録</p>

		<p>情報等の有無などについての調査状況を確認し、必要に応じ、行政記録情報等の更なる活用等に向けての検討も行い、最終的な答申でも指摘した。【内閣府（統計委員会）】</p> <p>（平成22年度）</p> <p>○ 基幹統計調査の審議ごとに、統計作成に利用可能な行政記録情報等の有無などについての調査状況を確認し、必要に応じ、行政記録情報等の更なる活用等に向けての検討も行い答申でも指摘した。【内閣府（統計委員会）】</p>
<p>○ 統計作成機関が提供要請を行った行政記録情報について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、当該作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成等を行うことを原則とする。</p> <p>なお、この場合の費用等は、基本的には統計作成機関が負担する。（各府省）</p>	<p>平成21年度から実施する。</p>	<p>（平成21年度）</p> <p>○ 財務省、国税庁及び経済産業省間において、経済センサス-活動調査における個票審査の基準値としての、税務データのオーダーメイド集計による集計表の利用可能性を検証するため、平成21年度から税務データのオーダーメイド集計による集計表と既存統計データの比較可能性について検討することとし、具体的なオーダーメイド集計の手法について検討を進めているところ。【経済産業省】</p> <p>○ オーダーメイド集計については、平成22年度に3本のアーカイブ要望を申請しているところである。【国土交通省】〔他府省では特段の取組実績はない（提供要請がなかったため等）〕</p> <p>（平成22年度）</p> <p>〔各府省ともに、平成22年度における該当事例はない。〕</p>
<p>○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。</p> <p>① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策</p> <p>② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み（総務省）</p>	<p>平成23年度を目途に結論を得る。</p>	<p>（平成21年度）</p> <p>本項目の検討については、事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議で取り扱うこととし、平成22年度は、①事業所母集団データベースを整備する過程で課題となった事項、②①以外で基本計画に掲げられた行政記録情報等の利用に当たって課題となっている事項、③個別の統計調査に係る審査を通じて課題となった事項について、整理・検討を行う。</p> <p>（平成22年度）</p> <p>○ 平成22年度は、行政記録情報等の統計作成への活用に係る最新の状況を把握するため、</p> <p>① 行政記録情報等を用いて、経常的に作成・公表されている統計（業務統計）の実態</p> <p>② 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査の事例</p> <p>③ 行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の事例</p> <p>について、各府省からの情報収集を行い、平成23年4月28日開催の第3回事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議において、その結果を報告した。</p>
<p>○ 緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用する。</p> <p>その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについて</p>	<p>平成21年度から実施する。</p>	<p>（平成21年度）</p> <p>OECD/労働市場における教育成果に関するネットワークが実施する所得データの収集について、既存統計調査結果である総務省の「就業構造基本調査（平成19年）」を使用して、データの提出を行った。【文部科学省】</p> <p>〔他府省では特段の取組実績はない（緊急ニーズを生じる事案がなかったため等）〕</p> <p>（平成22年度）</p> <p>○ 東日本大震災において、以下の対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年経済センサス-基礎調査について、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県における全域及び浸水による

<p>も検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。(関係府省)</p>	<p>被災地域に関する特別集計を実施。また、同県における町丁・大字別の産業別全事業所数及び従業者数等について、他の都道府県結果に先立ち公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年国勢調査について、岩手県、宮城県及び福島県における町丁・字等別の男女・年齢別人口等並びに産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施。また、同県における確報値について、7月を目途に全国結果に先立ち公表を予定。 ・ 平成22年国勢調査(速報)及び平成21年経済センサス-基礎調査に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県における浸水による被災地域の統計地図を作成し、各県に提供するとともに、統計局等ホームページに掲載。【総務省(統計局)】 <p>○ 以下について資料を作成し、ホームページで公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災における津波により流失、冠水等の被害を受けた農地の推定面積(県別及び市町村別) ・ 東日本大震災に伴う被災4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の農業産出額 ・ 東日本大震災に伴う被災地域における市町村別漁業経営体数、漁業就業者数、水産加工場数及び冷凍・冷蔵工場数【農林水産省】 <p>○ 平成23年3月11日の東日本大震災の発生に伴い、既存統計の特別集計による被災地域の産業規模の分析や、対象事業所への電話ヒアリングにより、被災状況の把握に努めた。</p> <p>○ 平成23年4月には、鉱工業生産指数(3月分速報)において、通常の全国値に加えて、被災地及び被災地以外の試算値を作成し、前月比と寄与率について公表した。【以上経済産業省】</p> <p>〔他府省では、平成22年度における該当実績はない。〕</p>
--	---